

群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）（案）

令和3年4月1日

はじめに

群馬県では、地震の発生に備え、「群馬県耐震改修促進計画（平成 19 年 1 月策定）」、「群馬県耐震改修促進計画（2016－2020）（平成 28 年 11 月策定）（以下「第 2 期計画」という。）」を通じて、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきました。

「第 2 期計画」では、平成 32 年度末（当時）までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 95%にすることを新たに目標として掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成に至らないことから、耐震化の更なる推進が必要となっています。

一方で、近年では東日本大震災（平成 23 年 3 月）や熊本地震（平成 28 年 4 月）、大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）による多大な犠牲が出ており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、地震対策の緊急性がより一層高まっています。

以上のことから、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の命と財産を守ることを目的として、住宅・建築物の耐震化を加速させるため、国の基本方針や県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策に取り組む「群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）」を策定するものです。

目 次

第1章 背景	1
1 大震災等からの教訓	1
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）	1
(2) 熊本地震（平成28年4月）	2
(3) 大阪府北部地震（平成30年6月）	3
2 耐震改修促進法の改正	4
3 本計画改正の背景	4
第2章 計画概要	5
1 計画の目的	5
2 基本方針	5
3 計画期間	5
4 対象建築物	6
5 計画の位置付け	8
第3章 群馬県の地震環境	10
1 過去の地震被害	10
2 群馬県内の活断層	11
3 群馬県内の地震動の予測	13
4 群馬県の地震被害想定	14
第4章 耐震化の状況・課題	15
1 住宅	15
(1) 耐震化率の現況	15
(2) これまでの取り組みと課題	16
(3) 所有者意識等から見る課題	19
2 多数の者が利用する建築物	27
(1) 耐震化率の現況	27
(2) 用途別の耐震化状況	28
(3) これまでの取り組みと課題	29
(4) 所有者意識等から見る課題	30
3 耐震診断義務付け対象建築物	35
(1) 耐震化率の現況	35
(2) これまでの取り組みと課題	36
4 ブロック塀等	37
(1) これまでの取り組みと課題	37
(2) 所有者意識等から見る課題	38
第5章 耐震化目標の設定	42
1 設定の考え方	42
(1) これまでの経緯	42
(2) 群馬県における耐震化目標の設定の考え方	43

2	耐震化の目標	44
	(1) 住宅	44
	(2) 多数の者が利用する建築物	45
	(3) 耐震診断義務付け対象建築物	46
	(4) ブロック塀等	46
第6章	建築物の耐震化促進施策	47
1	施策の方向性	47
2	耐震化の促進施策	49
	(1) 住宅	49
	(2) 民間建築物（多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物）	56
	(3) 公共建築物	58
	(4) 避難路の指定及び沿道建築物	61
3	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	65
	(1) 耐震診断義務付け対象建築物	65
	(2) 指示対象建築物	66
	(3) 指導・助言対象建築物	66
4	ブロック塀等、その他の安全確保対策に関する取り組み	67
	(1) ブロック塀等の安全確保の促進	67
	(2) その他の地震時における安全確保対策	68
	(3) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項	68
第7章	建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり	69
1	県、市町村、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担	69
	(1) 基本的考え方	69
	(2) 役割分担	70
	(3) 県の関係部局との連携	71
	(4) 市町村との連携強化	71
	(5) 自治会等地域活動の支援	71

第1章 背景

1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者5,502人の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人^{※1}を超え、全壊した住宅は12万4千戸^{※1}、半壊した住宅が27万5千戸^{※1}でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした^{※2}。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1：消防庁災害対策本部、平成27年第152報

※2：東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

表1-1：阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

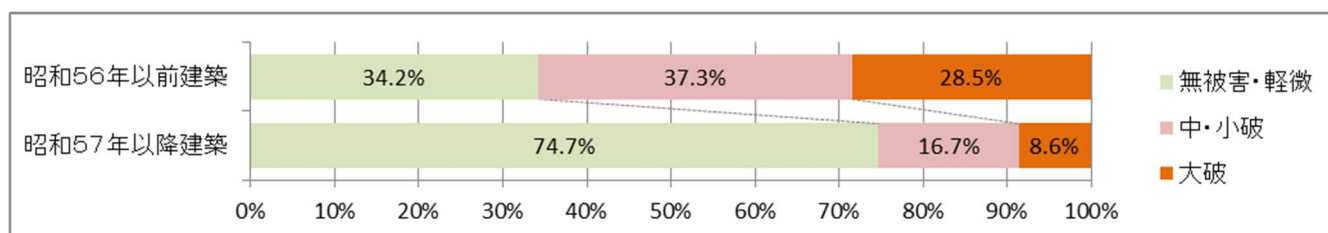


図1-1：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)による

(2) 熊本地震（平成28年4月）

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日及び16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（図1-2参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された平成12年（2000年）以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

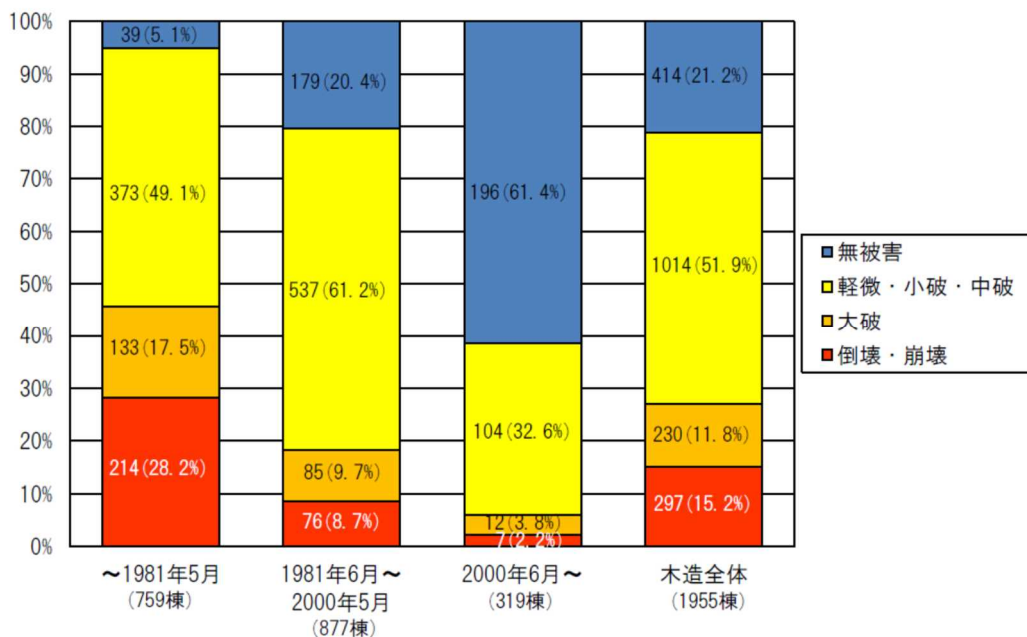


図1-2：学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による

(3) 大阪府北部地震（平成30年6月）

大阪府北部において、平成30年6月18日、マグニチュード6.1の地震が発生し、大阪府北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱を観測しました。地震による死者は6名で、うち2名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和53年6月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来すことから、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

図1-3：ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために、平成27年の住宅・建築物の耐震化率を90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成31年1月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

このような背景の下、県では、本計画を策定し、建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

3 本計画改正の背景

本計画の従前の計画である第2期計画において、平成32年度末（当時）までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標に掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至らない見込みです。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、県民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画では更に5年後の令和7年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、住宅・建築物の所有者等が地震対策の重要性を確実に認識できるように普及啓発の方法の見直しを行うとともに、所有者等や耐震化のプレイヤーとなる建築士・施工者が積極的に耐震改修に取り組みたくなるように支援策の見直し等を行います。また、建築関係団体、建築士・施工者及び自治会等の地域組織との連携体制を強化し、これまでよりも強力に耐震化を促進します。

第2章 計画概要

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の命と財産を守ることを目的とし、国の耐震化率の目標、県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

地震による建築物の倒壊等から県民の命と財産を守る。

2 基本方針

本計画では、地震による建築物の倒壊等から県民の命と財産を守るために、以下のことを基本方針として、住宅及び建築物の耐震化を促進していきます。

- ① ターゲットを定めターゲットに合わせた効果的な普及啓発及び支援を行います。
- ② プレイヤー（建築士・施工者）や地域の力を活かせる環境整備を図ります。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4 対象建築物

改正耐震改修促進法では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

表2-1：本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種類	内容		備考
住宅	県民の生命・財産を守るとはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。		戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物 ^{※1}	次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物		耐震改修促進法第14条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物 ^{※2}	公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。		
	要緊急安全確認大規模建築物	<ul style="list-style-type: none"> 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの 	耐震改修促進法附則第3条定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	沿道建築物 防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
公共建築物	公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。		国が所有する建築物を除く

※1 特定既存耐震不適格建築物：次ページの表2-2に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※2 耐震診断義務付け対象建築物：次ページの表2-2に定められた要件(耐震診断義務付け対象建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの(旧耐震基準建築物)。

表2-2：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示 ^{※1} 対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物 ^{※2} の要件 (法附則第3条・法第7条)		
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿					
	事務所					
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
	幼稚園、保育所					
	博物館、美術館、図書館					
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの						
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (法第14条第2号)				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第14条第3号)				耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)
防災拠点である建築物						耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

要安全確認計画記載建築物(法第7条)

※1 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

※2 義務付け対象は旧耐震基準建築物

5 計画の位置付け

本計画は、「新・総合計画」を最上位計画とし、「ぐんま・県土整備プラン（2020）」、「群馬県地域防災計画」及び「群馬県国土強靱化地域計画」を上位計画として、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

市町村は本計画に基づき、市町村耐震改修促進計画の策定に努めるものとします。

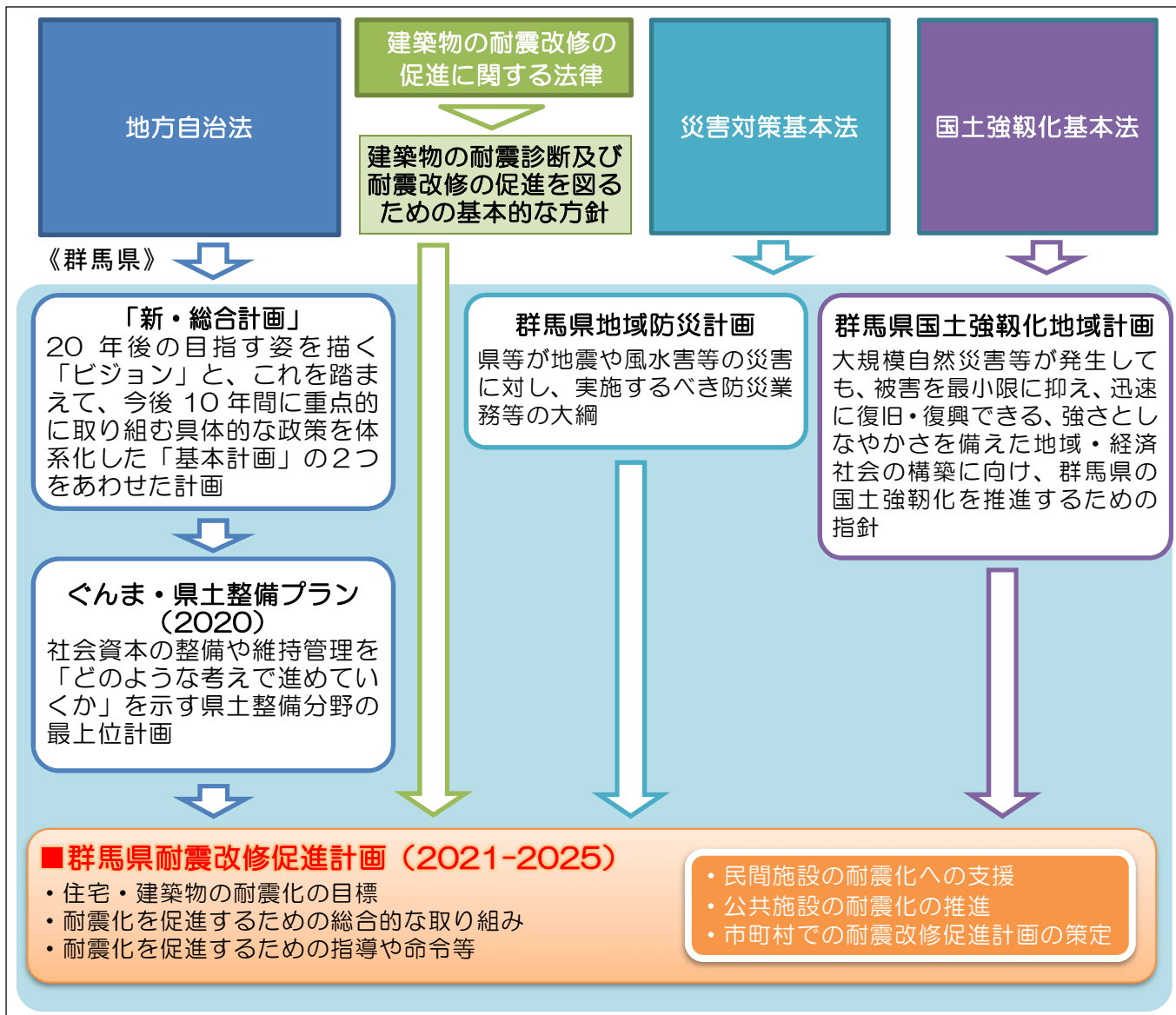


図2-1：本計画の位置付け

また、群馬県では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村、企業、大学、NPO、県民等と一体となってSDGs（持続可能な開発目標）を推進するため、「ぐんまSDGsイニシアティブ」を発信しています。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標・169のターゲットが示されています。

本計画は、図2-3のSDGsの達成に資する取り組みとして推進していきます。

ぐんまSDGsイニシアティブ
～SDGs先進県に向けた決意宣言～

群馬県は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、官民連携を進め、SDGsを推進します。

①「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、女性、高齢者、障害者、外国人など、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

②県民をはじめ、市町村、企業、大学及びNPOなどのパートナーシップにより、県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

【具体的な取組】

- ・次期総合計画の策定にあたっては、SDGsの理念を反映させるとともに、SDGsの17のゴールに各部署の主な事業を位置づけます。
- ・県として、SDGsの達成に向けた優れた取組を提案し、内閣府が公募する2020年度の「SDGs未来都市」・「自治体SDGsモデル事業」への選定を目指します。
- ・県全体でSDGsの推進に取り組むため、市町村及び中小企業を対象としたセミナーを開催します。

図2-2：ぐんまSDGsイニシアティブ

11

住み続けられるまちづくりを

【ターゲット】

11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

図2-3：本計画が関連するSDGsとターゲット

第3章 群馬県の地震環境

1 過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。

大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

表3-1：過去の地震被害

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916. 2. 22 (大正 5 年)	・・・※ ¹ (浅間山麓)	6. 2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正 12 年)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和 6 年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	新潟地震※ ² (新潟県下越沖)	7. 5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成 8 年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成 16 年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※ ² (新潟県中越地方)	6. 8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011. 3. 11 (平成 23 年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※ ² (三陸沖)	9. 0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018. 6. 17 (平成 30 年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損4棟

資料：『群馬県地域防災計画』（震災対策編(第1部 総則 第4節)）による

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

また、818年に関東平野北西部（今の群馬県付近）で推定マグニチュード7.5以上の弘仁地震が発生し、歴史書の「類聚国史」には多くの死者が出たと記載されています。



写真3 - 1 : 弘仁地震（818年）によるものとされる地割れ

資料：渋川市半田中原・南原遺跡、渋川市教育委員会提供

2 群馬県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。なお、その後に行われた調査及び研究成果により新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯は深谷断層帯・綾瀬川断層に二分され、それぞれ評価されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線と言います。

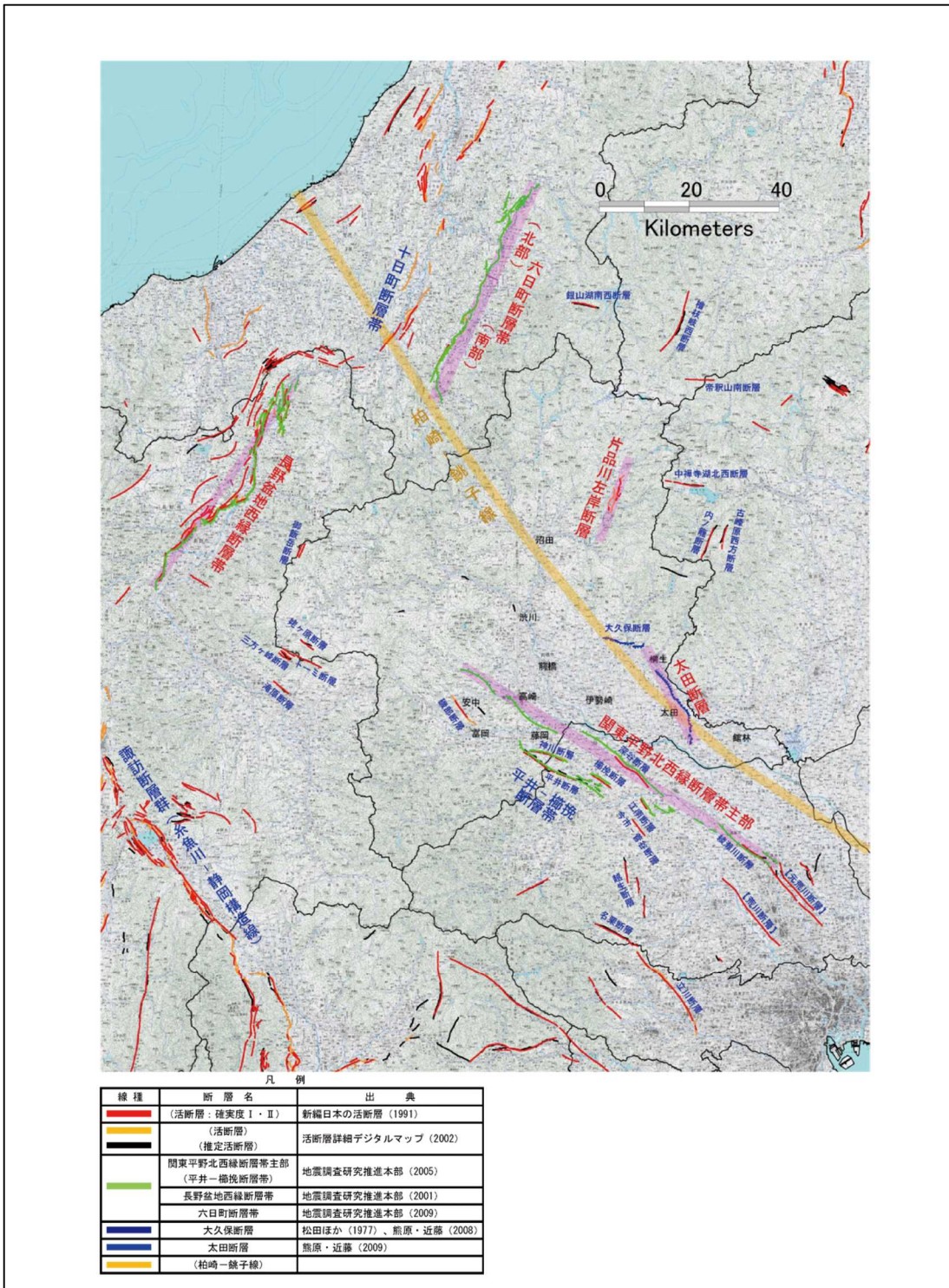


図3-1：群馬県内の構造線や活断層の分布

資料：群馬県地震被害想定調査※(平成24年6月 群馬県)

※群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件の下で、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成23～24年度にかけて実施した調査。

3 群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部^{※1}地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、2014年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震予測地図を更新、公表しています(本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図地図編 2018年版(2019年1月修正版)」)。

その全国地震予測地図によると、県内において、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、県南東部の一部に26%以上、県西部の一部や県中央部から県南東部に6~26%や3~6%の範囲が広がり、その他の地域も0.1~3%の範囲が広がっています。

※1：地震調査研究推進本部：平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

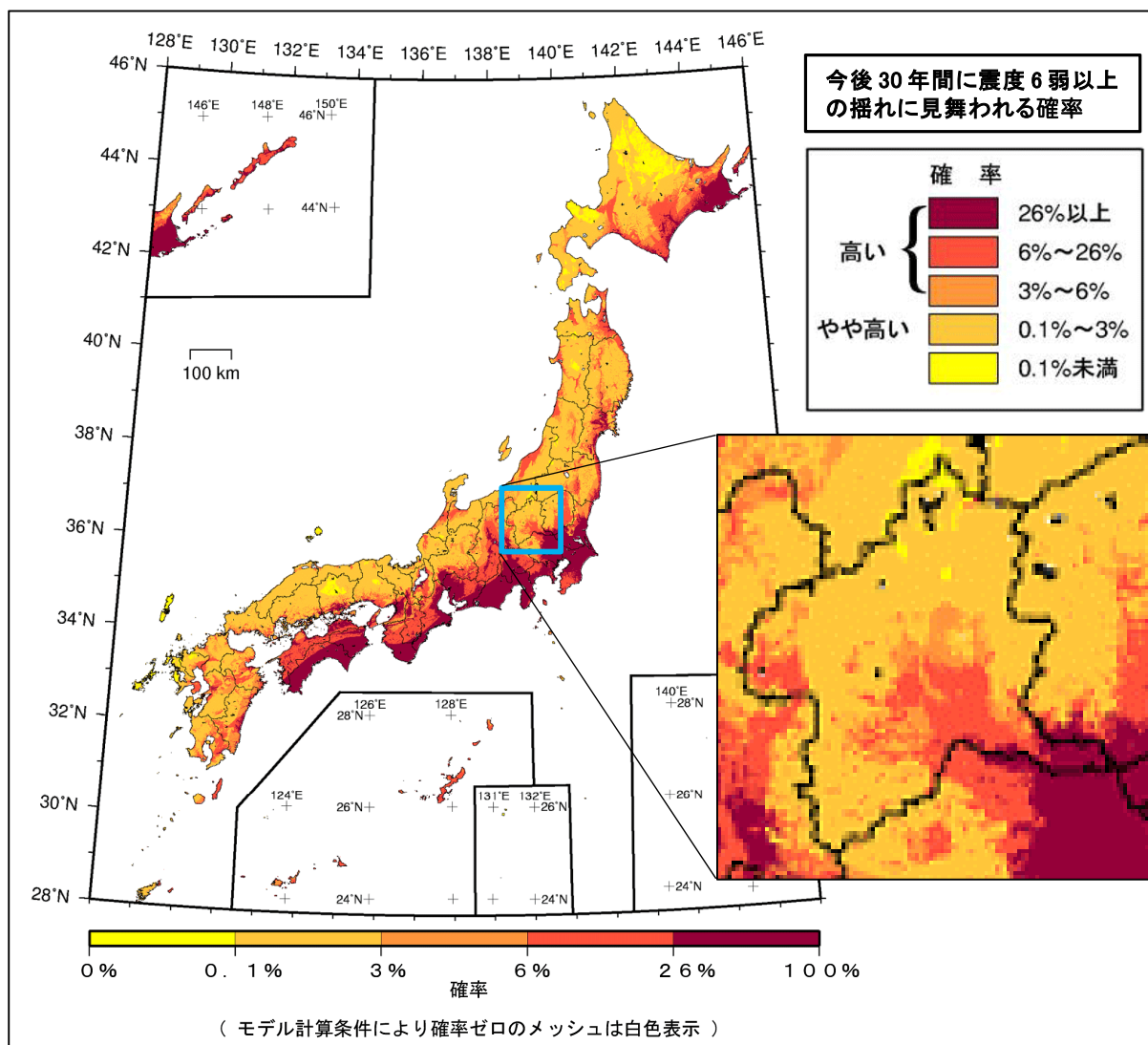


図3-2：全国地震動予測地図 2018年版(2019年1月修正版)

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会資料

4 群馬県の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時(風速9m/秒)」で最も大きな人的被害(死者及び負傷者数)が想定されました。

人的被害については、新潟県中越地震より多い3,000人を超える死者の発生、物的被害については、19万棟を越す建物の損壊、最大で54万人を越す避難者の発生が想定されています。

表3-2：想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
人的被害	死者 (冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)	
	負傷者 (冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)	
	避難者 (冬18時)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)	
物的被害	建物(全壊・半壊) (冬5時)	192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)	
	火災	出火件数 (冬18時)	197件	82件	1件
		焼失棟数 (冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

資料：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月群馬県)

- ・%数値は、下記に対する割合
 - ・人口総数：2,008,068人(平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口)
 - ・建物総数：1,146,471棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

表3-3：近年の大地震による被害の比較

項目		兵庫南部地震 (阪神淡路大震災) 1995.1.17	福岡県西方沖地震 2005.3.20	新潟県中越地震 2004.10.23	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011.3.11
地震の規模		M7.3	M7.0	M6.8	M9.0
人的被害	死者・行方不明者	6,434人	1人	68人	21,935人
	負傷者	43,792人	1,204人	4,805人	6,219人
	避難者(自主避難)	319,638人	2,999人	103,178人	約468,600人
住家被害(全壊・半壊)		249,180棟	497棟	16,985棟	399,808棟
火災	出火件数	293件	2件	9件	330件
	焼失棟数	7,574棟	2棟	—	263棟

資料：各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなど

第4章 耐震化の状況・課題

1 住宅

(1) 耐震化率の現況

平成30年住宅・土地統計調査の結果（平成30年10月1日現在）に基づく推計^{※1}では、令和元年度末の空き家を除いた住宅の総戸数が約79万5千戸であるのに対し、建築年代を見ると、耐震性能に不安がある昭和56年5月末以前^{※2}の旧耐震基準の住宅が23.2%に相当する約18万4千戸となっています。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震性ありと診断される住宅及び改修済み（耐震性あり）の住宅が合計で約7万8千戸となっており、昭和56年6月以降の住宅（約61万1千戸）と合わせると、耐震性があると判断される住宅は、約68万9千戸であり、令和元年度末の耐震化率は、推計で約86.7%となっています。住宅の種類別の耐震化率は、木造戸建住宅が約82.6%、木造戸建以外の住宅が約96.5%となっており、木造戸建住宅の耐震化が遅れています。

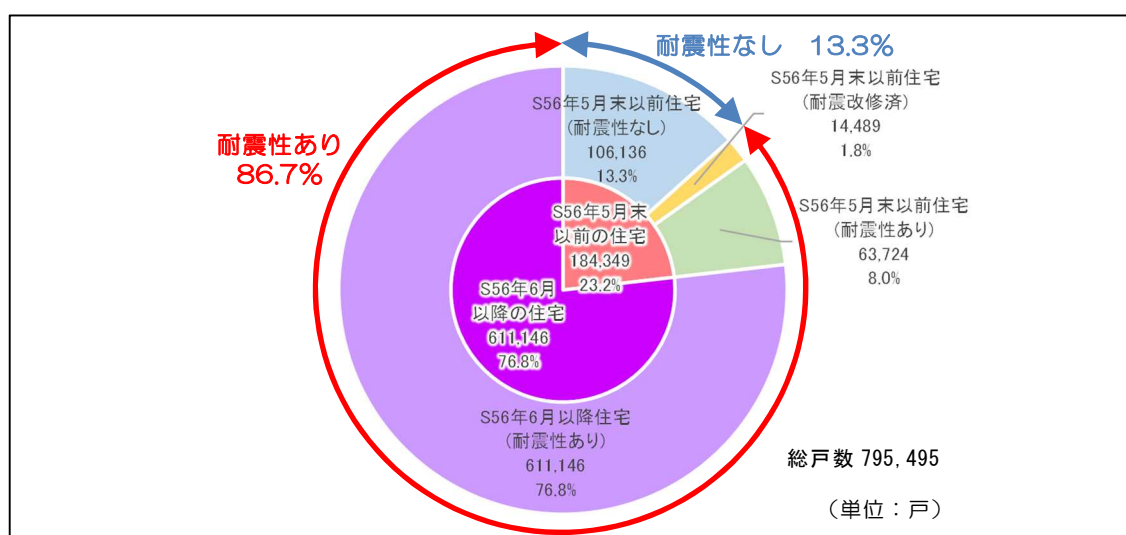


図4-1：住宅の耐震化率の状況（令和元年度末時点の推計値）

表4-1：令和元年度末時点の住宅の耐震化率の推計値

(戸、%)

	合計	木造戸建	木造戸建以外
住宅総戸数	795,495	561,478	234,017
昭和56年6月以降の住宅	611,146	407,837	203,309
昭和56年5月末以前の住宅	184,349	153,641	30,708
耐震性ありと診断されるもの	63,724	43,075	20,649
改修済み（耐震性あり）	14,489	12,611	1,878
耐震性なしと推測されるもの	106,136	97,955	8,181
耐震化戸数	689,359	463,524	225,835
耐震化率	86.7%	82.6%	96.5%

※1：国の算出方法を準用して、平成30年住宅・土地統計調査における結果を基に算出しました。

※2：昭和56年6月に新しい耐震基準が施行されており、阪神淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ています。

(2) これまでの取り組みと課題

住宅の耐震化率は、平成18年度で約69%、平成27年度で約81%、令和元年度で約87%と増加していますが、第2期計画の令和2年度の目標95%の達成には至らない見込みです。

群馬県では、木造戸建住宅について、耐震化の普及啓発を行うとともに、平成25年度から、精密診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う市町村に補助し、平成29年度から減災化（簡易改修、部分改修及び耐震シェルター等設置）の補助を行う市町村に補助してきました。耐震診断者派遣事業は全市町村で導入され実績も増えてきましたが、耐震改修の補助は募集に対する実績が半分に満たない状況であり、減災化の補助制度は実績が1件のみとなっています。

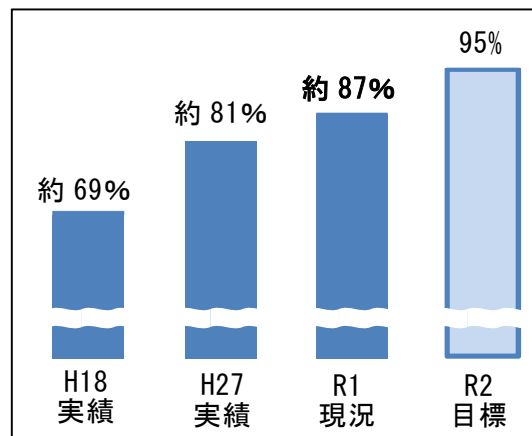


図4-2：住宅の耐震化率の推移と目標

表4-2：木造戸建住宅の市町村耐震化補助制度等の実績（平成28年度～令和元年度）

(単位：件、市町村数)

補助制度等		H28	H29	H30	R1	計	導入市町村数	市町村補助金上限額	
耐震診断者派遣事業	一般診断※1	195	135	120	75	525	35	—	
精密診断※2補助	単独補助	1	2	1	2	6	3	5～13.6万円	
	パッケージ補助※3	2	4	1	0	7	7	耐震改修補助参照	
補強設計補助	単独補助	9	10	6	5	30	1	10万円	
	パッケージ補助※3	13	12	4	5	34	19	耐震改修補助参照	
耐震改修補助※4	募集	65	72	78	60	271	26	50～140万円	
	実績	28	32	18	22	100			
減災化補助	簡易改修補助※5	—	—	—	—	—	0	—	
	部分改修補助※6	募集	—	3	4	4	11	3	20～60万円
		実績	—	0	1	0	1		
	耐震シェルター等※7設置補助	募集	—	16	26	22	64	12	20～60万円
実施		—	0	0	0	0			
建替補助		—	9	13	12	34	1	120万円	

※1 一般診断：目視調査による代表的な部位をもって耐震性の評価を行う診断方法

※2 精密診断：部材や接合部仕様を明らかにして詳細に耐震性の評価を行う診断方法

※3 パッケージ補助：耐震改修等と一体の補助制度で補助金上限額は耐震改修等と合算で設定

※4 耐震改修補助：耐震診断による上部構造評点※8を1.0以上とする工事に対する補助

※5 簡易改修補助：上部構造評点を0.7以上とし、かつ上部構造評点を0.3以上上昇させる工事に対する補助

※6 部分改修補助：階数2階の木造住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上とする工事に対する補助

※7 耐震シェルター等：住宅倒壊時に一定の生存空間を確保する耐震シェルター又は耐震ベッド

※8 上部構造評点：木造住宅の基礎より上の構造の耐震性能を示す指標（0.7未満：倒壊する可能性が高い、

0.7～1.0未満：倒壊する可能性がある、1.0～1.5未満：一応倒壊しない、1.5以上：倒壊しない）

県内市町村における木造住宅耐震診断者派遣事業の件数の推移を見ると、大規模な地震が発生する毎に件数が増えて、その後、件数が徐々に減る傾向があります。これは、地震によって住宅所有者の耐震化の意識が高まり、その後、その意識が徐々に薄まることの現れと考えられます。木造住宅耐震改修補助については、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降、年度あたり17件から32件となっており、平成28年の熊本地震の翌年度の平成29年度が最も多くなっています。

木造住宅耐震診断者派遣事業の結果、おおむねの木造住宅が耐震性が不足すると判定されていますが、平成18年度から令和元年度において、耐震性が不足すると判定された件数に対する耐震改修補助件数の割合（以下「耐震改修補助実施率」という。）は約8%（補助233件/耐震性不足2,817件）であり、耐震改修補助にほとんどつながっていません。

太田市では、平成18年度から令和元年度の耐震改修補助実施率が高く、約31%（補助72件/耐震性不足233件）となっています。太田市の耐震改修補助制度は他市町村と同程度の内容ですが、木造住宅耐震診断者派遣事業において、診断した建築士が住宅所有者宅に訪問して診断結果を説明し、耐震改修に関する説明や耐震改修事業者リストの提供などを行っています。耐震改修の実施は様々な要因が関係しますが、このような取り組みは、耐震化の促進に効果的であると推測されます。

表4-3：県内市町村における木造住宅耐震診断者派遣事業・耐震改修補助の件数の推移
(単位：件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
耐震診断者派遣事業	202	167	292	228	157	417	338	261	180	155	195	135	120	75	2,922
診断結果耐震性不足	190	153	281	214	154	405	329	254	174	152	190	131	116	74	2,817
耐震改修補助	5	7	15	7	6	19	20	18	19	17	28	32	18	22	233

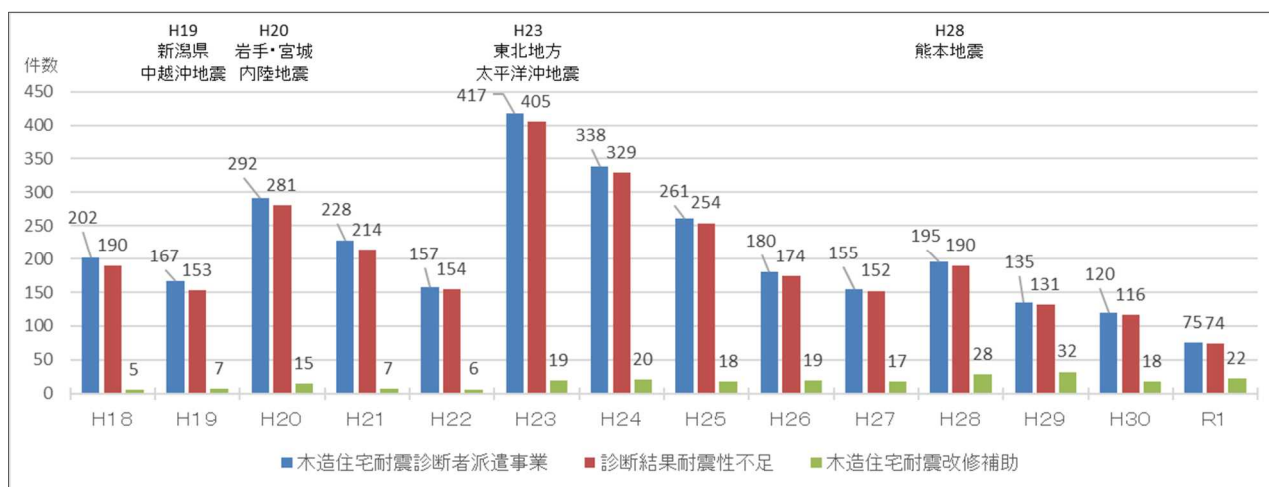


図4-3：県内市町村における木造住宅耐震診断者派遣事業・耐震改修補助の件数の推移

第4章 耐震化の状況

群馬県による木造住宅耐震改修補助の4年間の実績100件によると、複数件の実績がある設計者・施工者は限られ、耐震化費用を抑えられる精密診断を行う診断者も少なく、耐震化に積極的なプレイヤーが少ない状況です。耐震改修工事費は、全国と比べると割高な状況にあります。また、耐震化に要する所有者負担額の平均値は約180万円となっています。

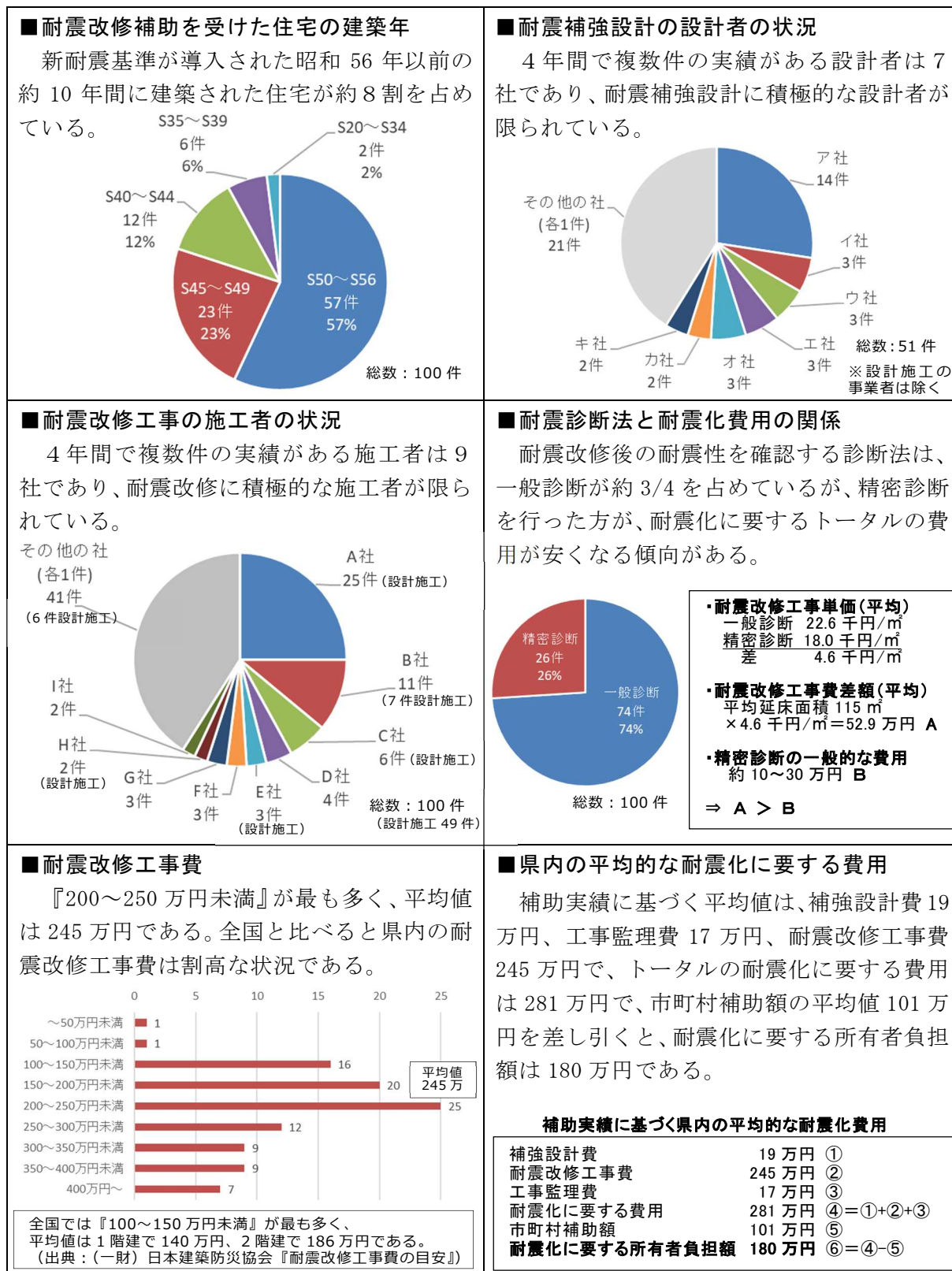


図4-4：群馬県による木造住宅耐震改修補助の実績と分析（平成28年度～令和元年度）

(3) 所有者意識等から見る課題

木造戸建住宅の所有者の耐震化の意識等を把握することを目的として、群馬県内の旧耐震基準の木造戸建住宅の所有者と想定される世帯 1,000 件を抽出し、令和2年度に『木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

① 旧耐震基準の住宅所有者の属性

旧耐震基準の住宅所有者は、高齢者世帯が多く、世帯年収は 300 万円未満が多いなど、経済的に耐震化にかかる費用負担が厳しい世帯が多いと考えられます。

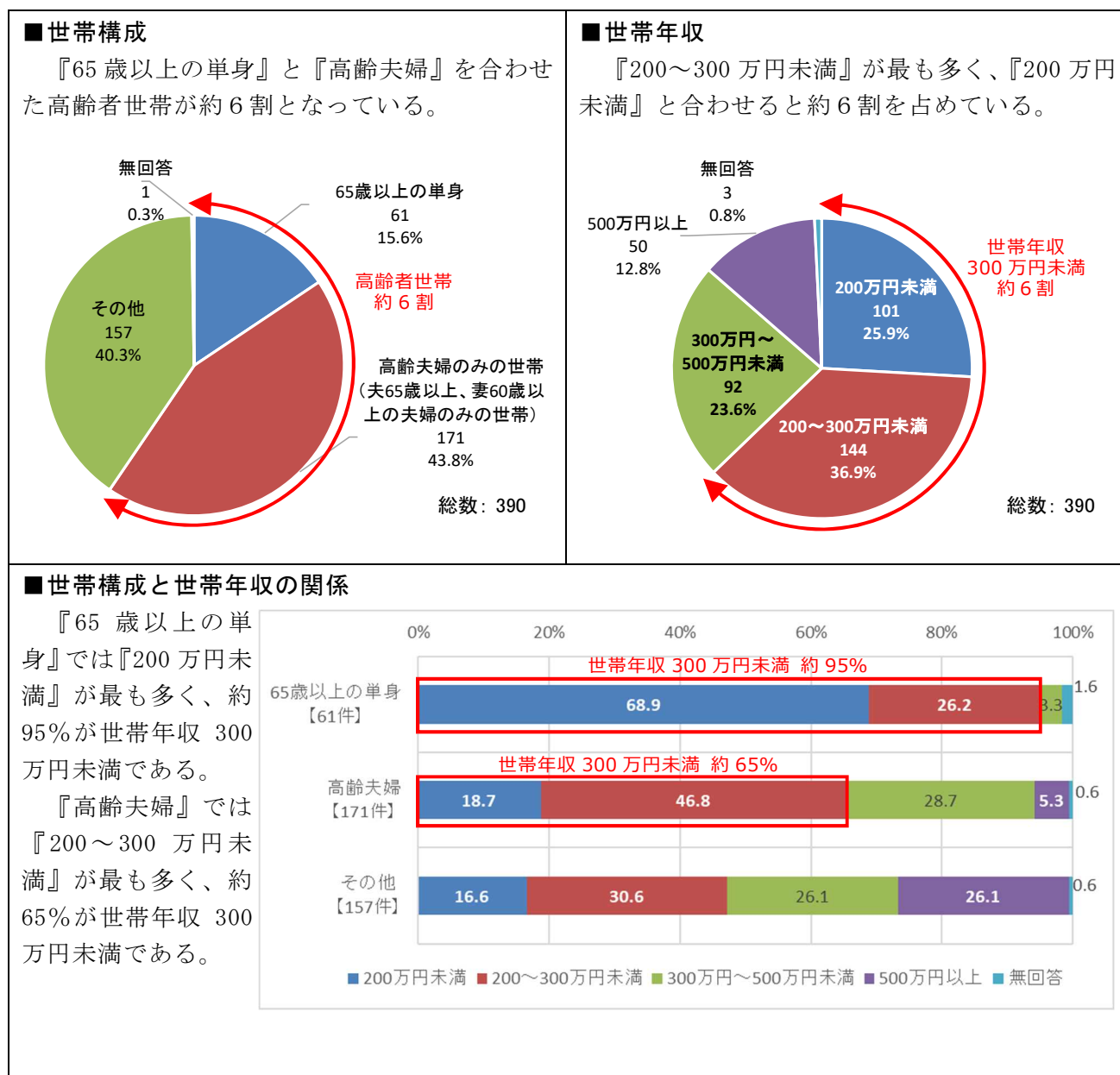


図4-5：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

② 耐震化に関する所有者の知識・意識等

旧耐震基準の住宅所有者の多くが、自宅の耐震性が不足している可能性があることや、無料の木造住宅耐震診断者派遣事業を知らない状況であり、診断せずに耐震性があると思っている所有者も一定数います。これまで行政は広報紙を中心に普及啓発を行ってきましたが、耐震化に関する正しい知識や情報が、住宅所有者に行き届いていないという課題が見えます。

耐震診断については、地震に対する安全性に不安を抱えている住宅所有者が多いものの、将来の利用予定がないことを主な理由として、予定なしの所有者が多い状況です。今の住宅に住む間にも大地震が来る可能性があること、旧耐震基準住宅の危険性、地震後の困難などについて、住宅所有者に具体的に考えてもらえる普及啓発が重要となります。また、年収が低い世帯は、耐震診断の意向がない世帯が多い傾向があり、耐震化の費用負担が難しいことに関連していると推測されます。

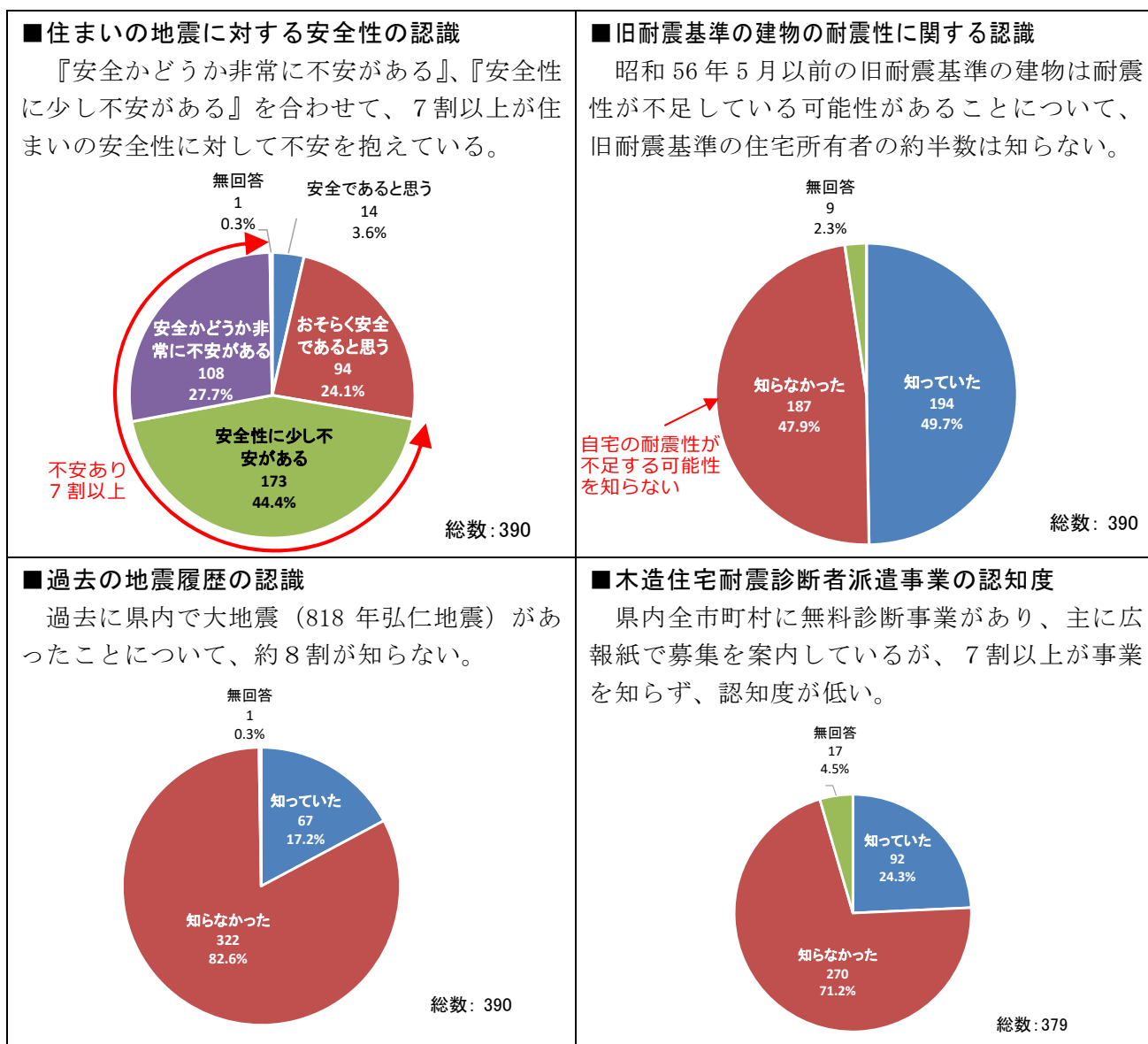


図4-6：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

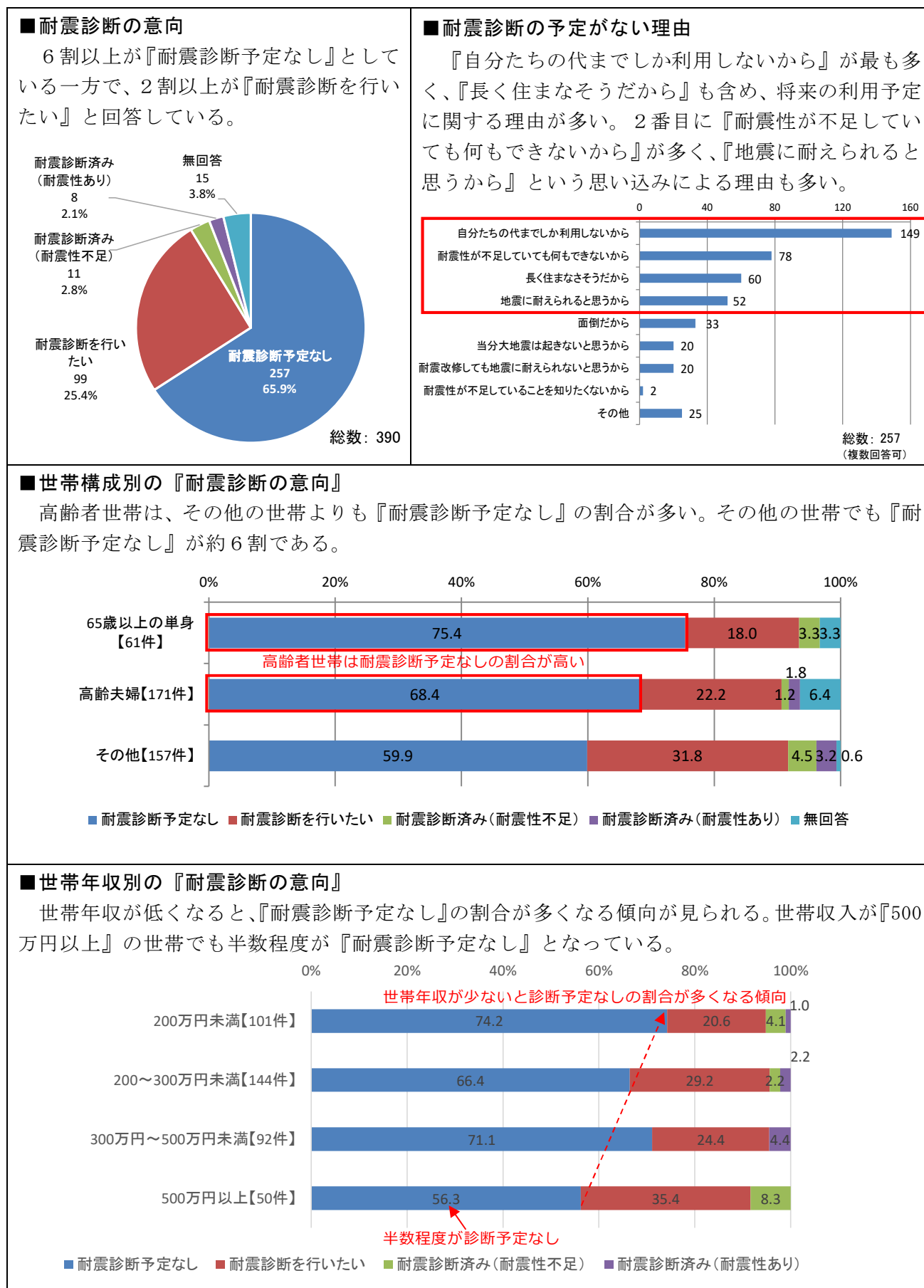
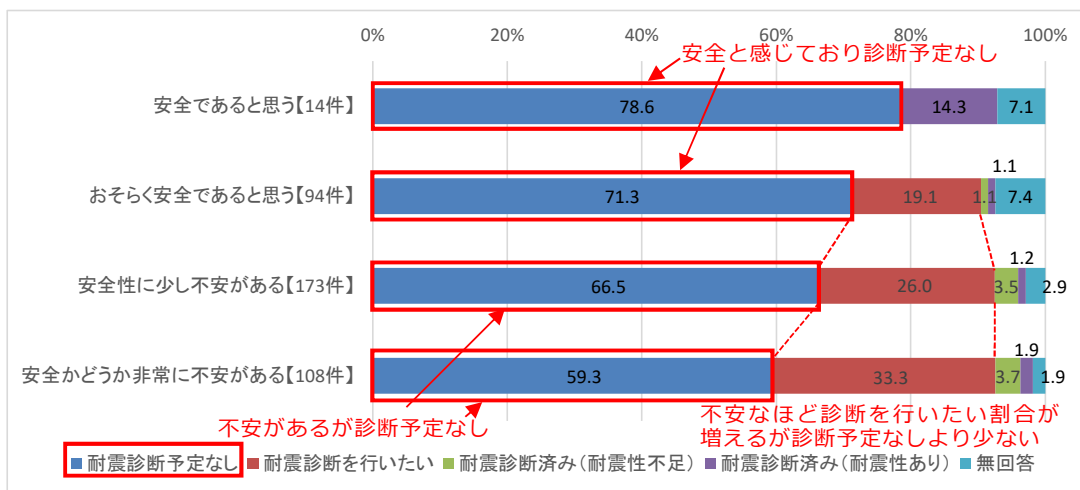


図4-7：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

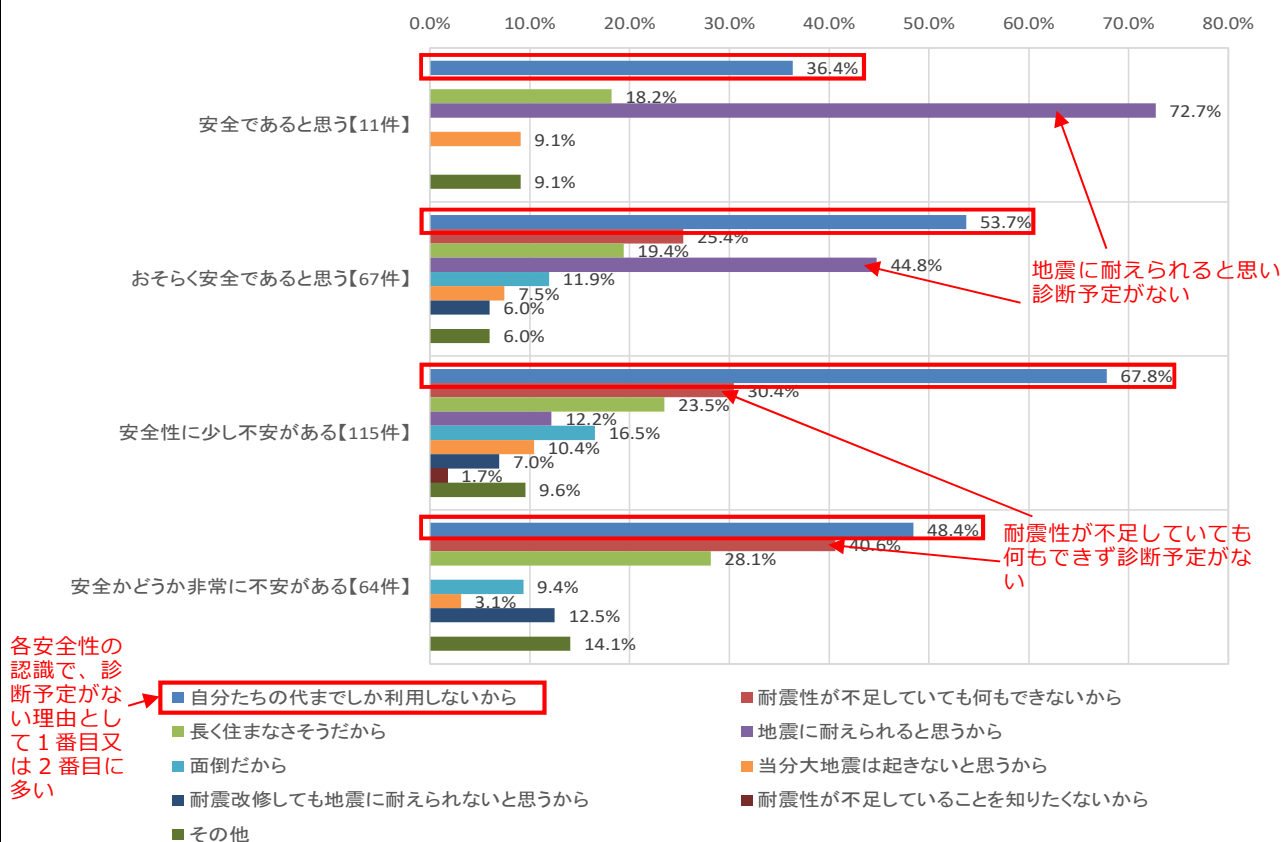
■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の意向』

『安全である又はおそらく安全であると思う』では診断予定なしが約7～8割である。『安全性に少し又は非常に不安がある』でも診断予定なしが6割程度ある。また、安全性に不安を感じているほど耐震診断の実施を行いたい割合が増えるが、診断予定なしより少ない。



■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の予定がない理由』

安全であると感じている回答者は、『地震に耐えられると思うから』、『自分たちの代までしか利用しないから』が多い。安全性に不安を感じている回答者では、『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、次いで『耐震性が不足していても何もできないから』が多い。

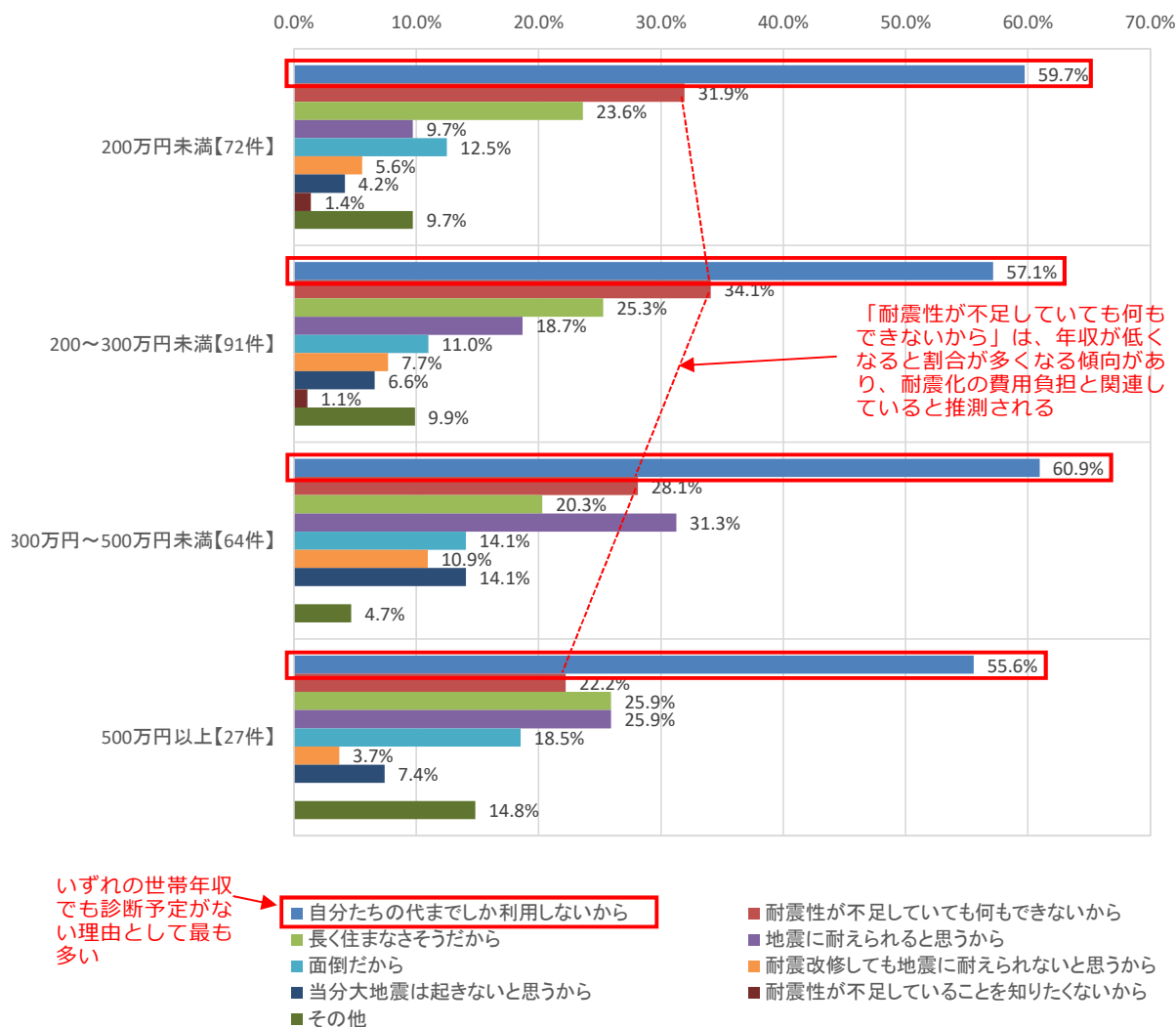


※安全性の認識の各項目の数値は今後耐震診断の予定はないと回答した件数

図4-8：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■世帯年収別の『耐震診断の予定がない理由』

いずれの世帯年収でも、『自分たちの代までしか利用しないから』の割合が最も多い。また、『耐震性が不足していても何もできないから』の回答については、世帯年収が低くなると割合が多くなる傾向があることから、何もできない理由は耐震化の費用負担と関連していると推測される。



※世帯年収の各項目の数値は今後耐震診断の予定はないと回答した件数

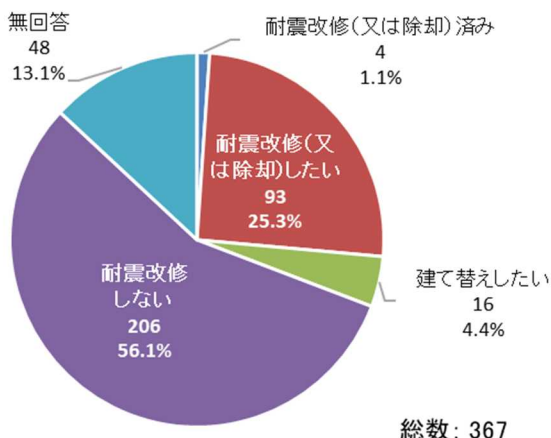
図4-9：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

③ 耐震改修等に関する所有者の意向

耐震性が不足していた場合の耐震改修等の意向について、約半数が耐震改修に消極的であり、耐震改修を行わない理由は、費用負担が大きいからや古い家にお金をかけたくないからが特に多くなっています。耐震改修してもよい自己負担額について、100万円以下又は50万円以下という住宅所有者が多く、その意向と実際（県補助実績で平均180万円）のギャップが大きいことが課題となります。また、年収が低い世帯は耐震改修してもよい自己負担額が10万円から30万円程度の回答が多く、更なる費用負担の軽減が重要となります。

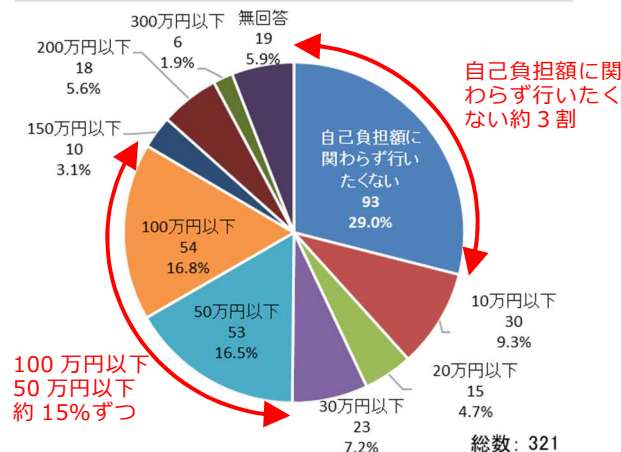
■耐震改修等の意向

耐震診断を行ったところ耐震性が不足していると診断された場合、『耐震改修しない』が約半数を占める。一方、『耐震改修（又は除却）したい』が約1/4存在する。『建て替えしたい』がわずかが存在する。



■耐震改修してもよい自己負担額

約3割が『自己負担額に関わらず行いたくない』と回答している。一方で、『100万円以下』又は『50万円以下』であれば行いたいとする回答も約15%ずつ存在する。県補助実績による自己負担が平均180万円であり、多くの所有者の意向と実際に大きなギャップがある。



■耐震改修を行わない理由

『費用負担が大きいから』や『古い家にお金をかけたくないから』という費用面の理由が特に多い。耐震改修を「費用負担に関わらず行いたくない」の回答者の主な理由も費用面と見られる。

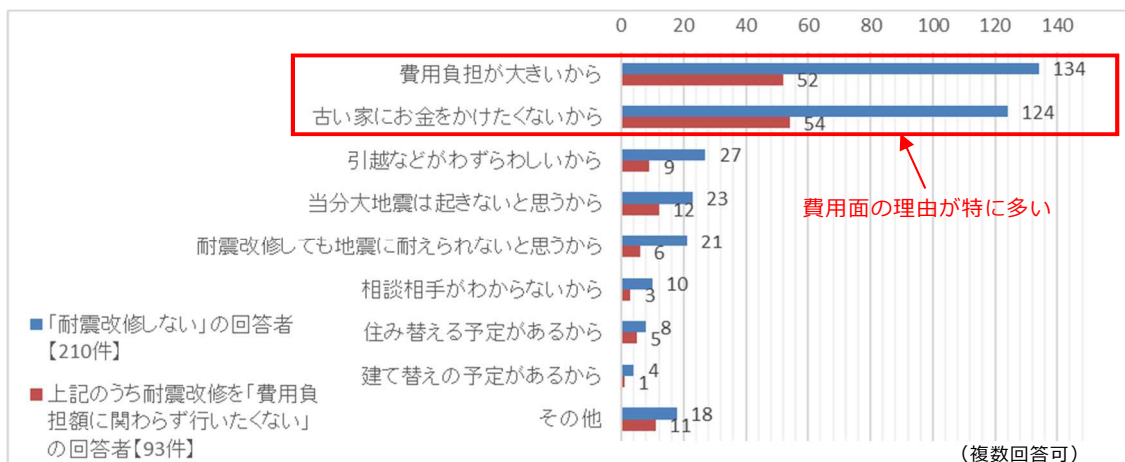
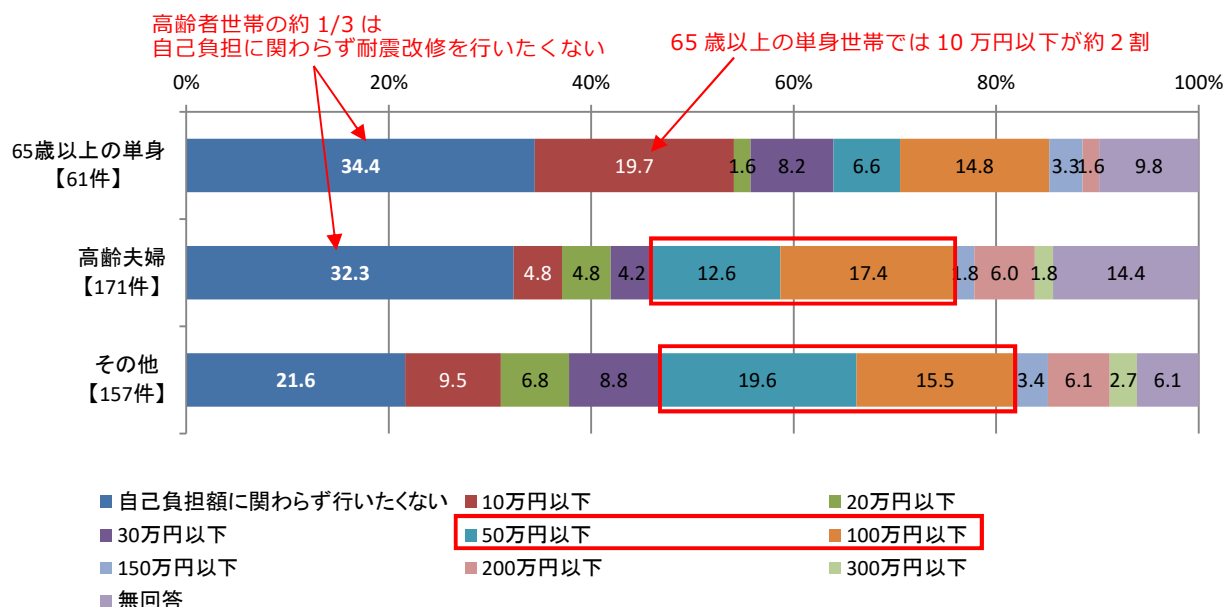


図4-10：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■世帯構成別の『耐震改修してもよい自己負担額』

高齢者世帯の約1/3において、『自己負担額に関わらず行いたくない』となっており、その他世帯より多い。また、『65歳以上の単身』では、負担ができて『10万円以下』とする回答が約2割となっている。高齢夫婦とその他の世帯では『50万円以下』と『100万円以下』と回答する割合が多い。



■世帯年収別の『耐震改修してもよい自己負担額』

世帯年収別では、『自己負担額に関わらず行いたくない』が、500万円以上を除く各世帯で約3割存在する。200万円未満の年収世帯では『10万円以下～30万円以下』が約3割存在し、200万円以上の年収世帯では『50万円以下』、『100万円以下』と回答する割合が、『自己負担額に関わらず行いたくない』を除き1番目か2番目に多い。

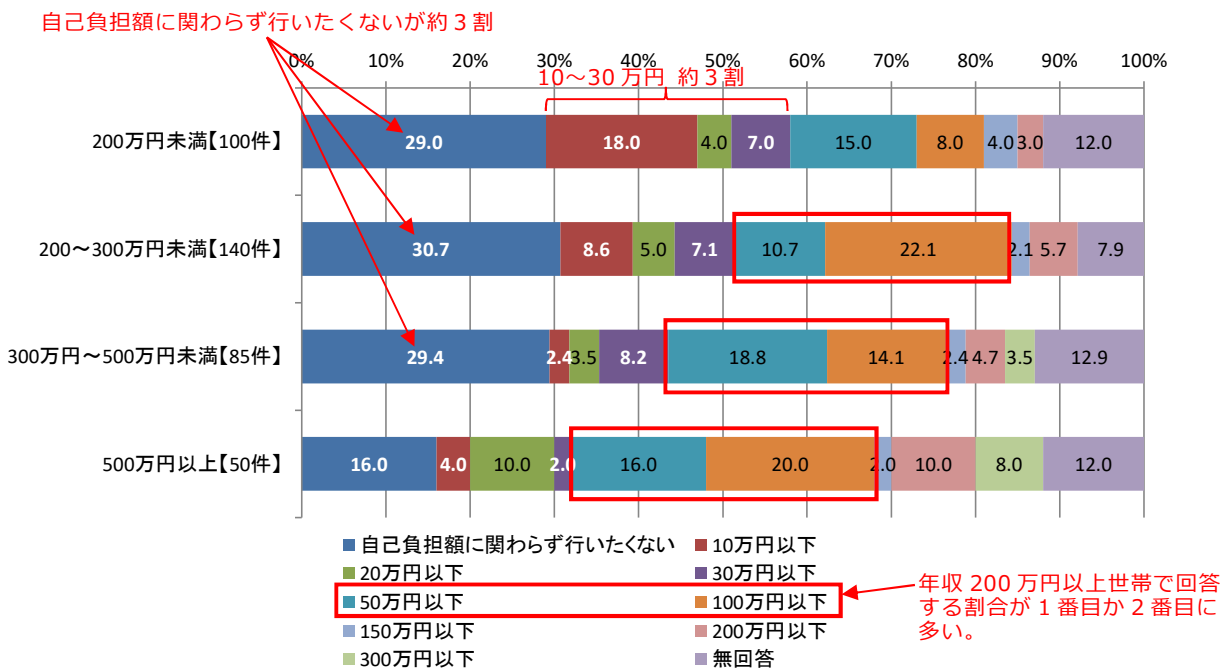


図4 - 1 1 : 木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

④ 減災化等に関する所有者の意向

費用負担の小さい減災化（部分改修、段階的改修、耐震シェルター等）に対して興味がない世帯が多く、建替えは費用負担が大きく困難な世帯が多い一方、一定数は減災化や建替えの実施意向や興味がある世帯も存在しています。耐震化の費用負担の軽減が課題となる中、住宅所有者のニーズに適した様々な手法による安全性の確保について、住宅所有者へきめ細かに情報提供や支援を行うことが重要となります。

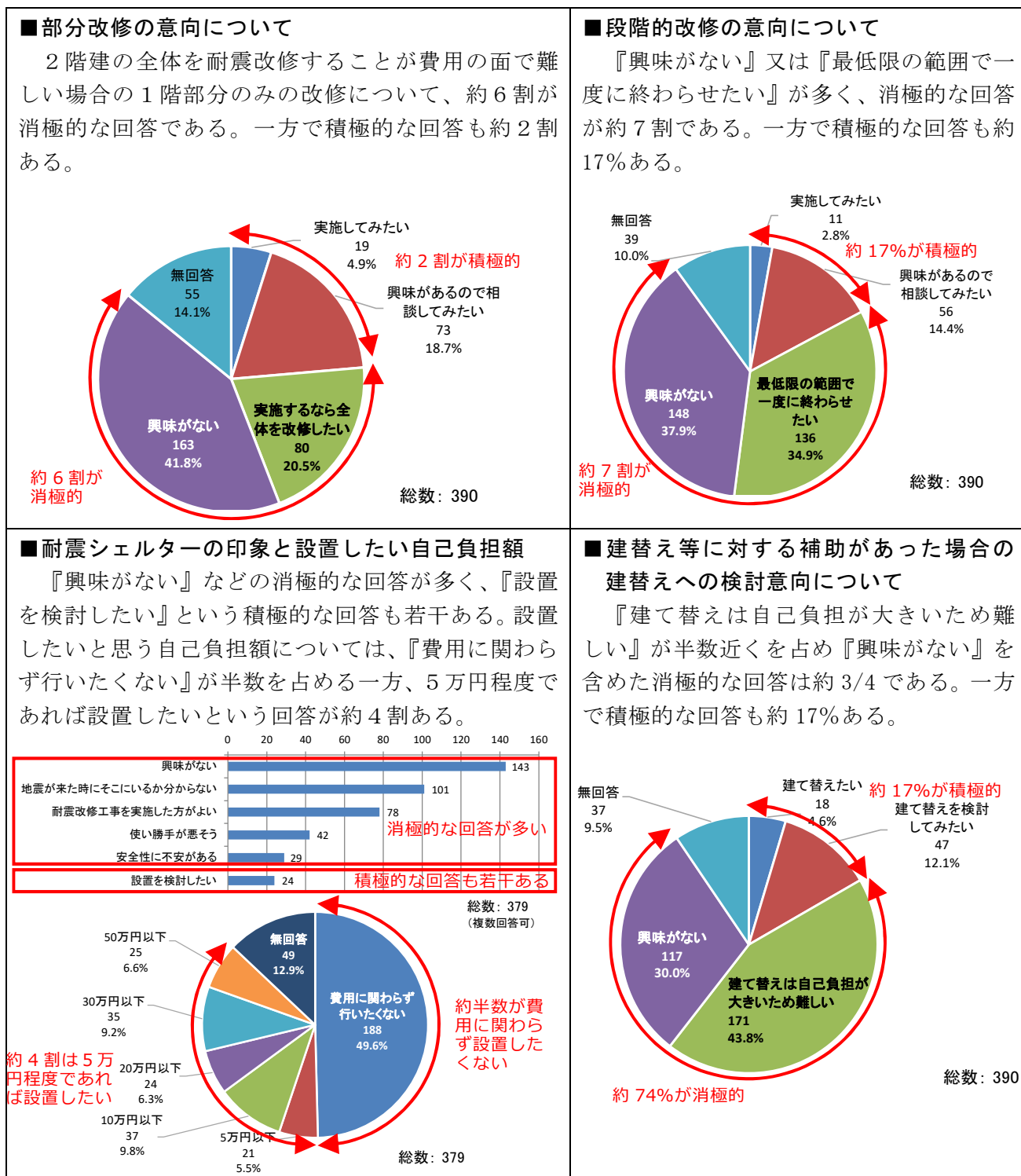


図4-12: 木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

2 多数の者が利用する建築物

(1) 耐震化率の現況

令和2年度に群馬県が実施した調査結果では、令和元年度末時点で多数の者が利用する建築物の総棟数 5,618 棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和56年5月末以前の建築物が31.6%に相当する1,775 棟となっています。

昭和56年5月末以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されるものが589 棟、改修済み（耐震性あり）が620 棟となっており、昭和56年6月以降の建築物3,843 棟と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は5,052 棟あり、令和元年度末の耐震化率は、約89.9%となっています。

公共建築物のうち、県有建築物は全696 棟中694 棟が耐震性ありで、耐震化率は約99.7%、市町村有建築物は全1,887 棟中1,808 棟が耐震性ありで、耐震化率は約95.8%となっており、民間建築物は全3,035 棟中2,550 棟が耐震性ありで、耐震化率は約84.0%となっています。

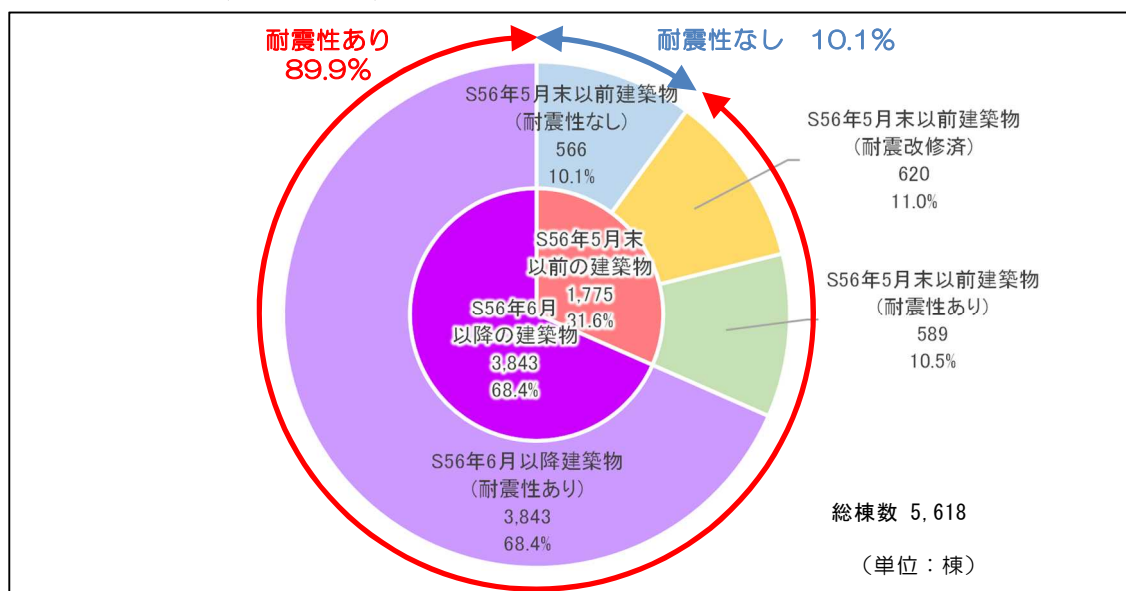


図4-13: 多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況 (令和元年度末時点)

表4-4: 令和元年度末に本県が実施した調査結果に基づく多数の者が利用する建築物の耐震化率 (単位: 棟)

	合計	公共		民間
		県有	市町村有	
多数の者が利用する建築物総数	5,618	2,583	1,887	3,035
昭和56年6月以降の建築物	3,843	1,422	1,031	2,421
昭和56年5月末以前の建築物	1,775	1,161	856	614
耐震性ありと診断されたもの	589	532	349	57
改修済み (耐震性あり)	620	548	428	72
耐震性なしと推測されるもの	566	81	79	485
耐震化棟数	5,052	2,502	1,808	2,550
耐震化率	89.9%	96.9%	95.8%	84.0%

第4章 耐震化の状況

(2) 用途別の耐震化状況

建築物の用途別を見ると、公共建築物では、集会場等、店舗等、ホテル等及び一般庁舎の耐震化が遅れており、民間建築物では、店舗等、ホテル等、賃貸共同住宅等及びその他（事務所・工場等）の耐震化が遅れています。

表4-5：多数の者が利用する公共建築物の用途別耐震化状況
(単位：棟)

建築物用途	全棟数	新耐震	旧耐震	旧耐震			耐震性無 又は不明	耐震化率
				耐震性有	診断結果 耐震性有	耐震改修 済み		
学校	1,099	510	589	582	118	464	7	99.4%
病院等	31	27	4	4	3	1	0	100.0%
集会場等	72	41	31	18	5	13	13	81.9%
店舗等	7	5	2	0	0	0	2	71.4%
ホテル等	9	5	4	1	1	0	3	66.7%
賃貸共同住宅等	974	576	398	384	361	23	14	98.6%
福祉施設等	75	48	27	23	17	6	4	94.7%
消防庁舎	11	11	0	0	0	0	0	100.0%
警察庁舎	22	17	5	5	1	4	0	100.0%
一般庁舎	100	55	45	24	10	14	21	79.0%
その他(体育館・博物館・清掃工場等)	183	127	56	39	16	23	17	90.7%
計	2,583	1,422	1,161	1,080	532	548	81	96.9%

表4-6：多数の者が利用する民間建築物の用途別耐震化状況
(単位：棟)

建築物用途	全棟数	新耐震	旧耐震	旧耐震			耐震性無 又は不明	耐震化率
				耐震性有	診断結果 耐震性有	耐震改修 済み		
学校	129	99	30	13	5	8	17	86.8%
病院等	240	210	30	4	4	0	26	89.2%
集会場等	45	36	9	3	2	1	6	86.7%
店舗等	202	154	48	4	0	4	44	78.2%
ホテル等	363	237	126	12	1	11	114	68.6%
賃貸共同住宅等	543	439	104	21	7	14	83	84.7%
福祉施設等	514	481	33	8	8	0	25	95.1%
その他(事務所・工場等)	999	765	234	64	30	34	170	83.0%
計	3,035	2,421	614	129	57	72	485	84.0%

(3) これまでの取り組みと課題

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成18年度で約62%、平成27年度で約83%、令和元年度で約90%と増加していますが、第2期計画の令和2年度の目標95%の達成には至らない見込みです。令和元年度の内訳を見ると、公共建築物の耐震化率は約97%まで増加しているのに対して、民間建築物は約84%に留まっており、特に民間建築物の耐震化が急務となっています。

群馬県では、多数の者が利用する民間建築物については、ダイレクトメールによる普及啓発を行うとともに、耐震診断義務付け対象民間建築物について耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う市町村に補助してきましたが、その他の多数の者が利用する民間建築物については群馬県では補助制度がない状況となっています（官庁による所管用途の施設に対する補助制度を除く）。

また、多数の者が利用する公共建築物については、計画的に耐震化を進めている施設がある一方、施設のあり方や耐震化の方針（耐震改修、建替、移転等）などが決まらず、耐震化が進まない施設があることが課題となっています。

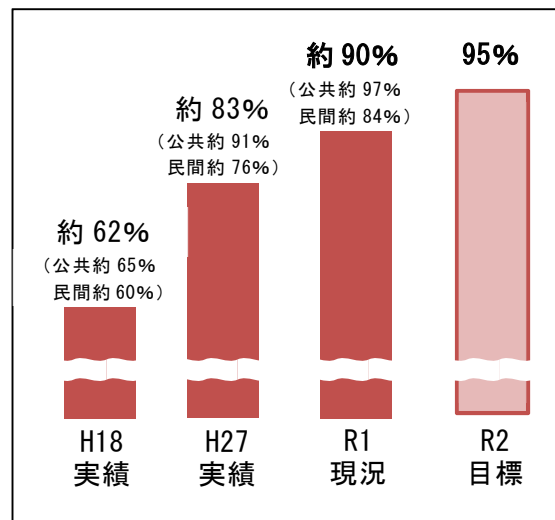


図4-14：多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と目標

(4) 所有者意識等から見る課題

多数の者が利用する民間建築物所有者の耐震化に関する意識等を把握するため、令和元年度から令和2年度に『多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

① 多数の者が利用する民間建築物の所有者の属性

群馬県内の多数の者が利用する民間建築物のうち、旧耐震基準で耐震性が不明な全632棟（耐震診断が義務付けられたものは除く。発送当時の棟数。複数所有を含む。）にアンケートを送付し、半数程度から回答を得ています。

ホテル等、店舗等、賃貸共同住宅等の建物用途については、回答率が50%未満と低くなっています。

表4-7：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

建物用途	対象棟数	回答	回答率
学校	25	20	80.0%
集会場等	4	2	50.0%
病院等	32	16	50.0%
ホテル等	142	45	31.7%
店舗等	46	19	41.3%
賃貸共同住宅等	106	48	45.3%
福祉施設等	36	25	69.4%
その他（事務所・工場等）	241	152	63.1%
合計	632	327	51.7%

② 耐震診断・耐震改修の実施状況・意向

アンケート回答のあった棟数のうち5割強が耐震診断を未実施であり、回答のない建築物も多く棟が耐震診断を未実施であると想定されることから、まずは、耐震診断の実施を促進することが課題となります。また、耐震改修が必要と診断された場合には改修したいという意向が最も多い一方で、何も行わないという意向も多くなっています。

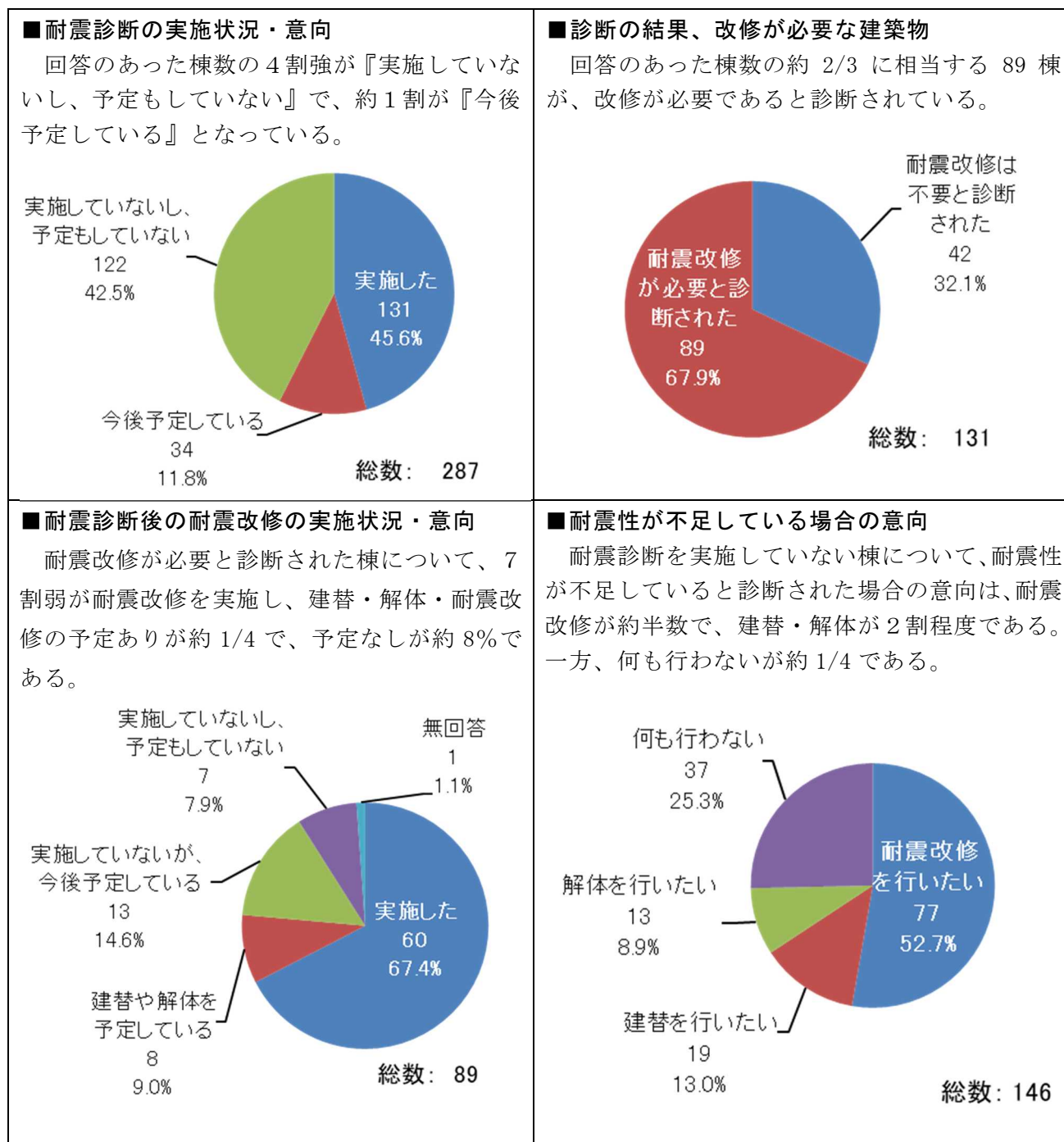


図4 - 15 : 多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

③ 耐震診断・耐震改修の阻害要因

耐震診断をしないのは、診断費用だけでなくその後の改修費用の確保が難しいことが多く挙げられており、耐震診断・耐震改修費用の負担軽減が課題となります。耐震診断せずに耐震性に問題がないと思っている所有者も一定数いることから、正しい知識を普及させることも課題となります。

耐震改修について、工事費用の不安に加え、必要な工事期間、営業面や生活面に関する不安が多く挙げられ、それらの不安に対する情報提供や支援が重要となります。建物用途により耐震改修への不安となる内容が異なるため、建物用途の特性に合わせたきめ細かな情報提供や支援が重要となります。

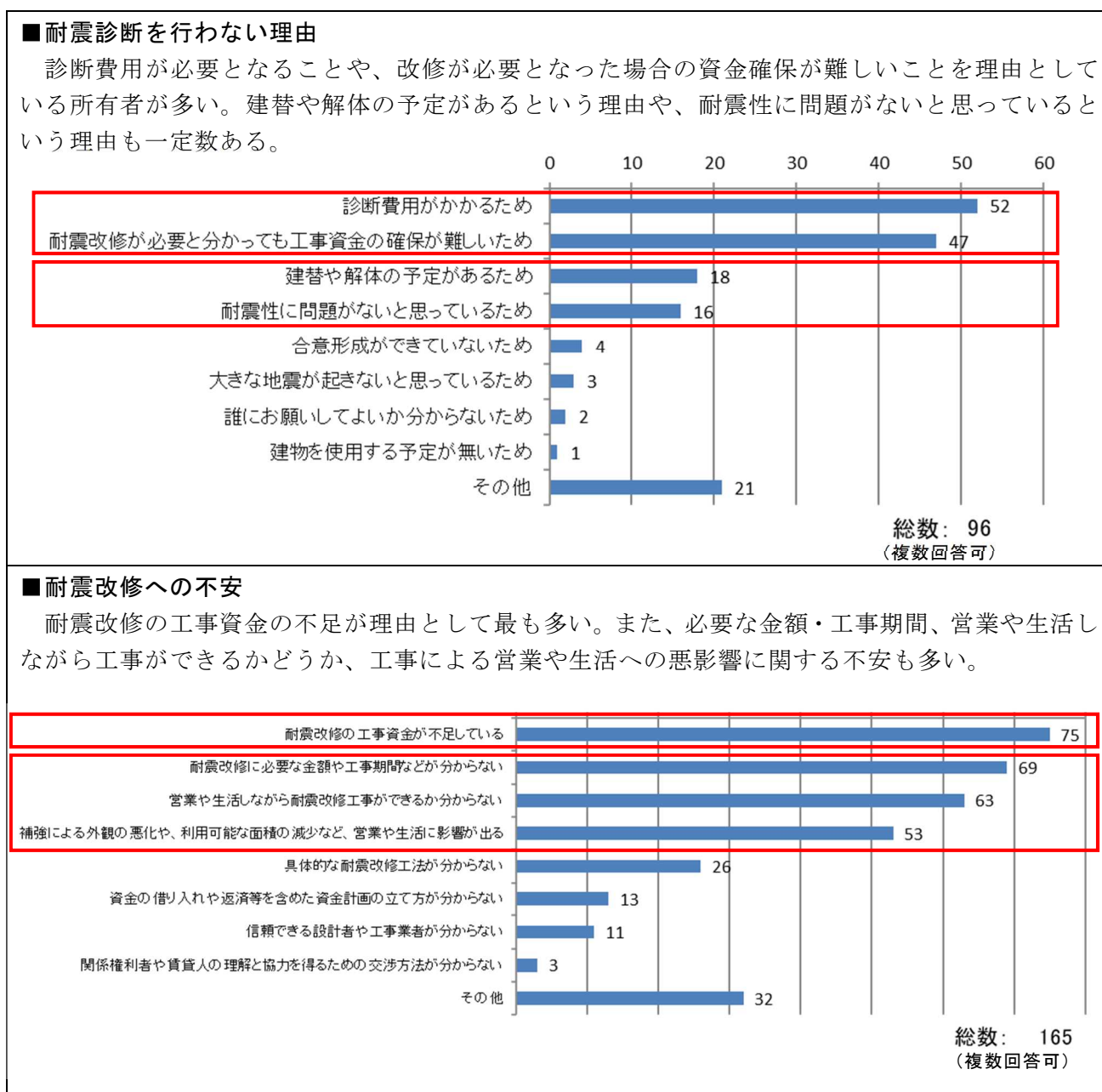
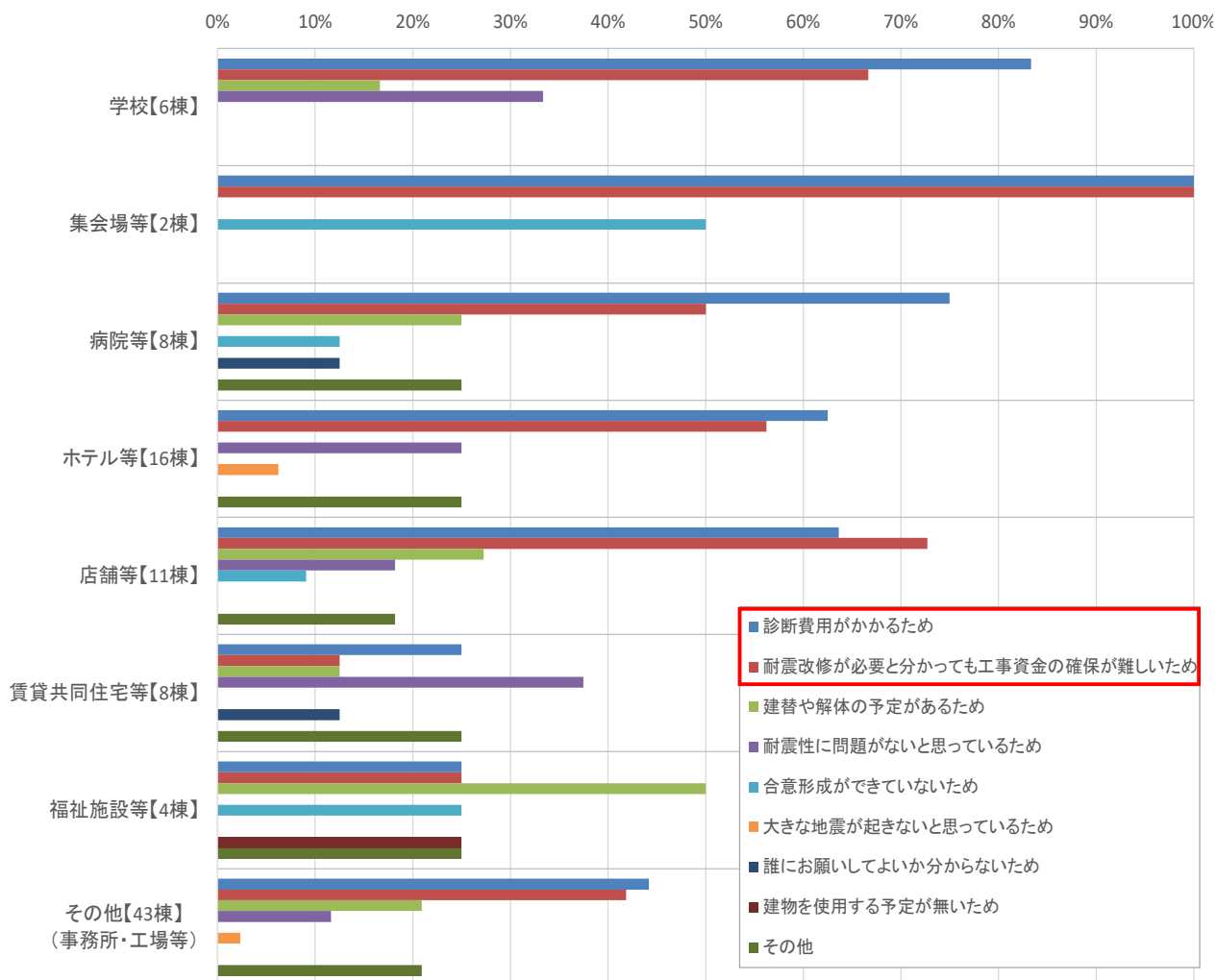


図4 - 16 : 多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

■建物用途別の『耐震診断を行わない理由』

おおむねの建物用途において、耐震診断にかかる費用や、改修が必要となった場合に資金確保が難しいなど、費用に関することが理由として上げられる割合が多い。

＜建物用途別の回答数に対する各理由の回答数の割合＞



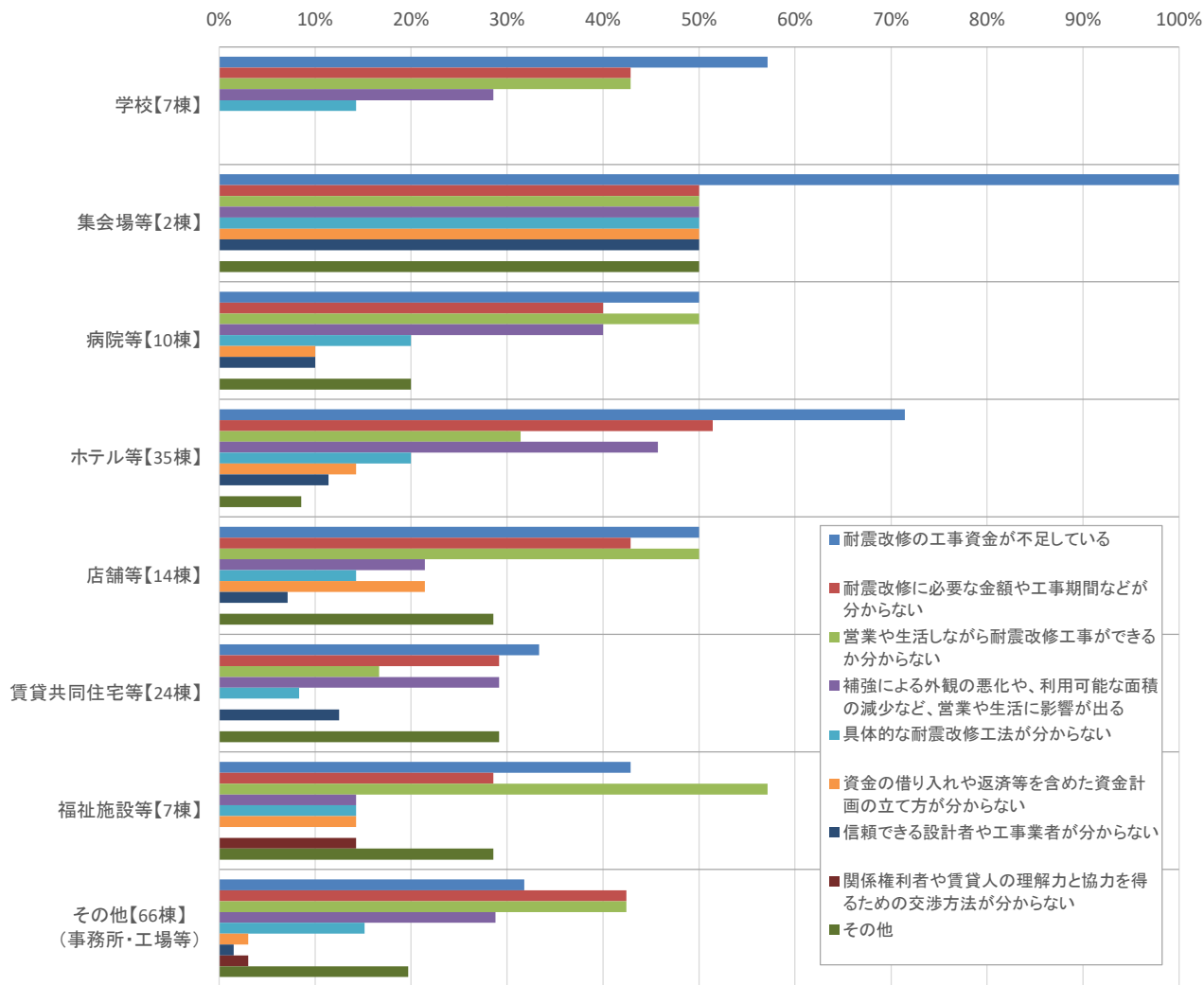
※各用途に記載の数値は本設問に回答している棟数を示す

図4 - 17 : 多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

■建物用途別の『耐震改修への不安』

「学校、集会場等、病院等、ホテル等、店舗等」は、回答の半数以上が、工事資金の不足と回答している。「集会場等、病院等、店舗等、福祉施設等、その他（事務所・工場等）」は、回答の半数程度が、営業や生活しながらの耐震改修に不安があると回答している。「集会場等、ホテル等」では、補強後の営業や生活への悪影響の回答の割合が多くなっている。

＜建物用途別の回答数に対する各理由の回答数の割合＞



※各用途に記載の数値は本設問に回答している棟数を示す

図4 - 18 : 多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

3 耐震診断義務付け対象建築物

(1) 耐震化率の現況

平成25年から、不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と結果報告を行うことが義務付けられました（要緊急安全確認大規模建築物）。また、群馬県では、平成30年から、災害対策本部が設置され防災拠点となる市町村役場庁舎について、令和2年から、群馬県地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路のうち特に重要な路線の避難路沿道建築物について、耐震診断を義務付けています（要安全確認計画記載建築物）。

令和2年度に群馬県が実施した調査結果では、令和元年度末時点で耐震診断義務付け対象建築物の総棟数が206棟のうち、耐震性ありと診断されたものが127棟となっており、耐震化率は、約61.7%となっています。

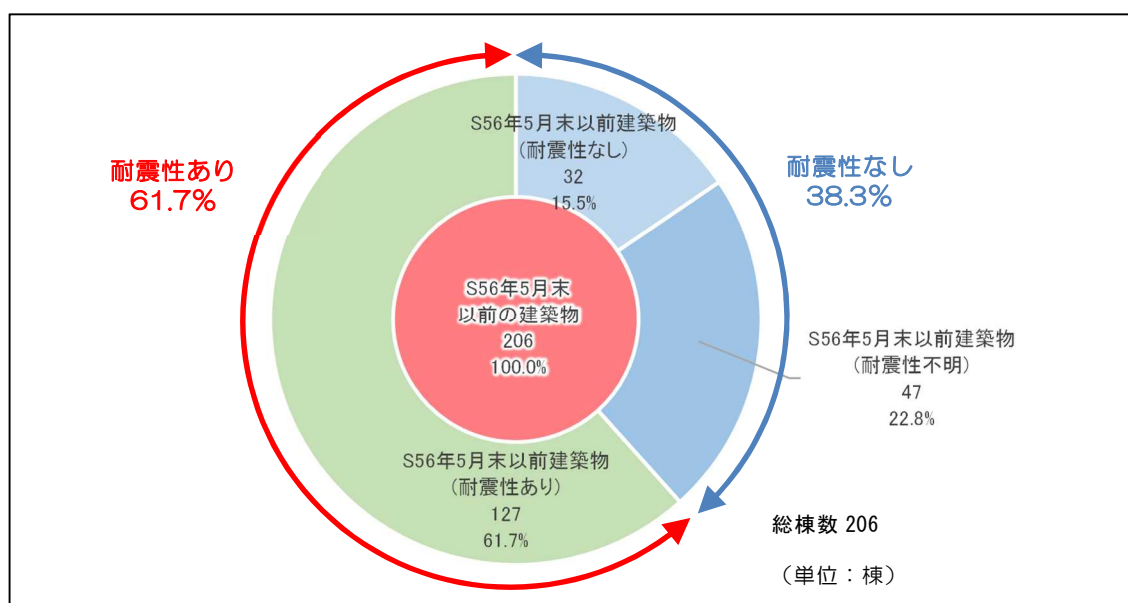


図4-19：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の状況（令和元年度末時点）

表4-8：令和元年度末時点の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

(単位：棟)

	合計	要緊急安全確認 大規模建築物	要安全確認計画記載建築物	
			防災拠点	沿道建築物
耐震診断義務付け対象建築物総数	206	151	8	47
昭和56年5月末以前の建築物	206	151	8	47
耐震性ありと診断されたもの	23	23	0	0
改修済み（耐震性あり）	104	104	0	0
耐震性なしと診断されたもの	32	24	8	0
耐震性不明	47	0	0	47
耐震化棟数	127	127	0	0
耐震化率	61.7%	84.1%	0.0%	0.0%

※『要緊急安全確認大規模建築物』かつ『要安全確認計画記載建築物』となる建築物については、『要緊急安全確認大規模建築物』に含めて計上しています。

(2) これまでの取り組みと課題

群馬県及び市町村では、一定の要件を満足する民間の耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行っており、対象建築物の所有者等に対して個別訪問等を行い、普及啓発の実施や補助制度の活用を促すなど耐震化を働きかけています。補助制度の利用実績は以下のとおりです。

表4-9：補助制度の利用実績

(単位：棟)

補助制度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
耐震診断	1	16	—	—	—	—	17
補強設計			5	5	4		14
耐震改修			1		2	1	4

また、耐震診断結果公表後に耐震改修を実施した建築物の実績は以下のとおりです。

表4-10：耐震診断結果公表後の耐震改修実績

(単位：棟)

種別	H28	H29	H30	R1	計
公共建築物	0	1	0	1	2
民間建築物	1	2	4	1	8
計	1	3	4	2	10

民間の要緊急安全確認大規模建築物については、多くが補強設計までは実施していますが、所有者等へのヒアリングによると、耐震改修費用が高額で投資が難しいことや、耐震改修時の営業休止や居ながらの工事に伴う運営計画を立てることが難しいことが、耐震改修の実施の課題となっています。

また、民間の要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）については、令和2年4月に耐震診断義務付けの指定をしたところであり、早期に耐震診断結果の報告を完了し、耐震性が不十分な場合には、着実に設計・耐震改修等を行うことが課題となっています。

公共の要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（防災拠点）については、計画的に耐震化を進めている施設がある一方、施設のあり方や耐震化の方針（耐震改修、建替、移転等）などが決まらず、耐震化が進まない施設があることが課題となっています。

4 ブロック塀等

(1) これまでの取り組みと課題

ブロック塀等については、昭和53年の宮城県沖地震をはじめとする過去の地震によって、倒壊事故が発生しており、安全確保対策の必要性が指摘されてきました。また、平成30年の大阪府北部地震においても、倒壊事故が発生しており、ブロック塀等の安全確保対策が急務となっています。

県及び市町村では、広報紙やホームページ等でブロック塀等の安全点検について周知を行うとともに、市町村では、道路沿いのブロック塀等に対する撤去、新設及び改修の補助を行っています。最も多い撤去の補助については10市町村で導入されており、今後の活用が期待されます。

また、道路沿いの既存ブロック塀等は、広域に渡り膨大な量が存在しており、実態の把握が進んでいないことが、安全確保対策を進める上での課題となっています。

表4-11：ブロック塀等の安全確保対策に係る市町村の補助制度の導入状況（令和2年4月1日現在）

補助制度	導入市町村	補助金額	備考
診断	0市町村	—	
撤去	10市町村	上限20～750千円	
撤去後の新設	5市町村	上限50～750千円	『撤去』導入市町村と重複
改修	1市町村	上限50千円	『撤去』及び『撤去後の新設』導入市町村と重複

表4-12：ブロック塀等の安全確保対策に係る市町村の補助制度の実績
(単位：件)

補助内容	H30	R1	R2 上期	計
撤去・新設・改修	100	80	58	238

(2) 所有者意識等から見る課題

ブロック塀等所有者のブロック塀等の安全に関する意識等を把握するため、群馬県内の道路沿いにある高さ 1.2mを越えるブロック塀等の所有者と思われる方を、現地確認により 1,000 件抽出し、令和2年度に『ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

① ブロック塀等の所有者属性

全体的に高齢者が世帯主となっている世帯が多く、高齢者のみ世帯（単身又は夫婦のみ）が占める割合も多くなっており、主に年金で生活するなど収入が低い世帯が多くなっていきます。

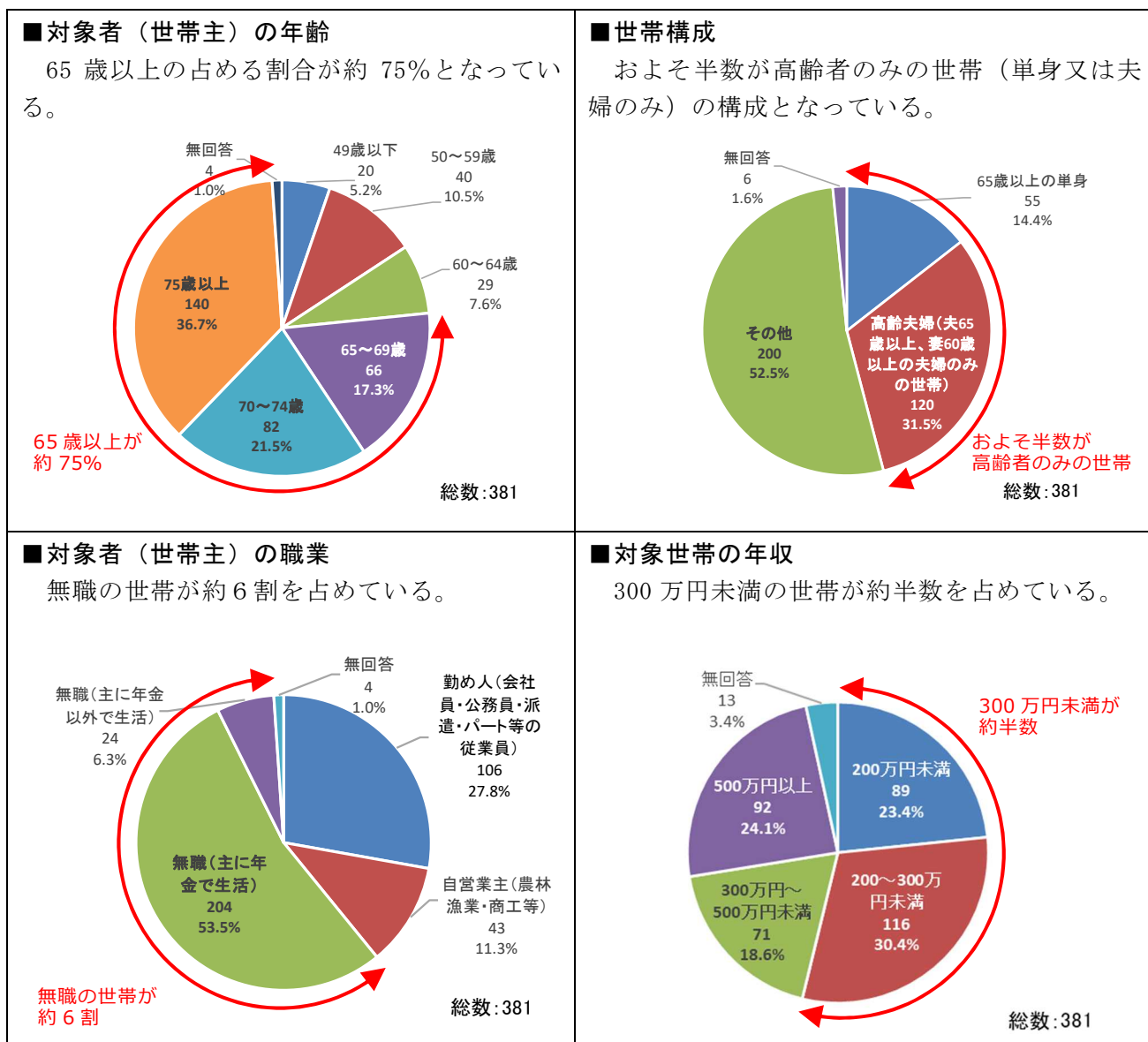


図 4 - 20 : ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

② ブロック塀等の安全に関する所有者の認識

既存ブロック塀等について、アンケート回答の安全点検結果によると一定数に不適合の部分が確認されている中で、多くの所有者が、安全点検を知らない又は実施していないにもかかわらず安全であると思っていることが分かりました。まずは、既存ブロック塀等の危険性や安全点検について普及啓発することが課題となります。

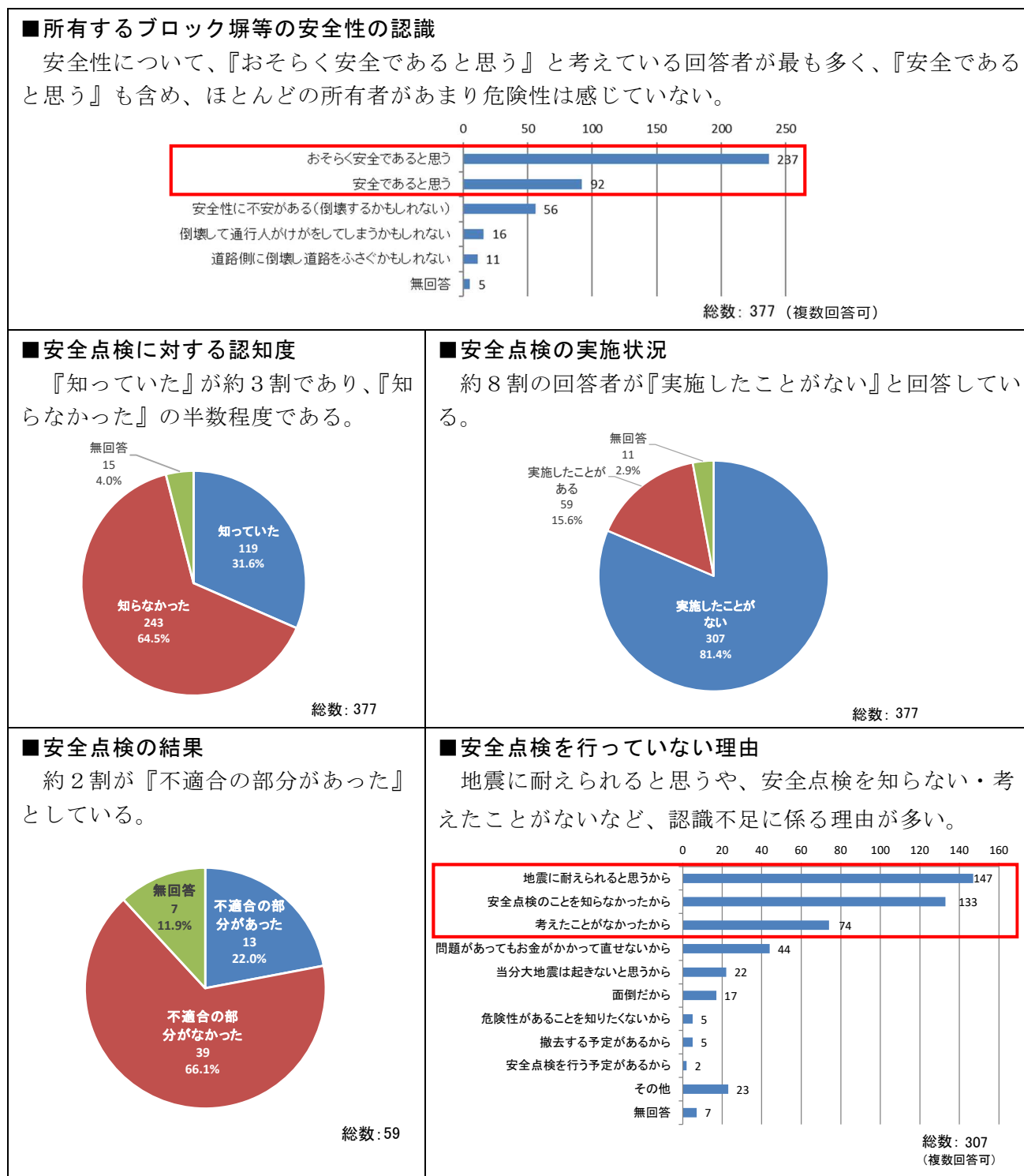


図4-21: ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

③ 安全確保対策にかかる所有者の意向

安全点検で不適合があった場合、約半数が安全確保対策に積極的な意向がありますが、費用面を主な理由として消極的な意向の所有者も一定数います。自己負担額が10万円程度までであれば安全確保対策を実施したいという所有者が、高齢者世帯、その他世帯とも半数程度存在することから、所有者の意向を踏まえ、安全確保対策にかかる費用負担を軽減することが重要となります。

また、行政の役割としては補助だけでなく、道路沿いのブロック塀等の地域全体の実態調査や、所有者への安全点検の普及啓発も求められています。

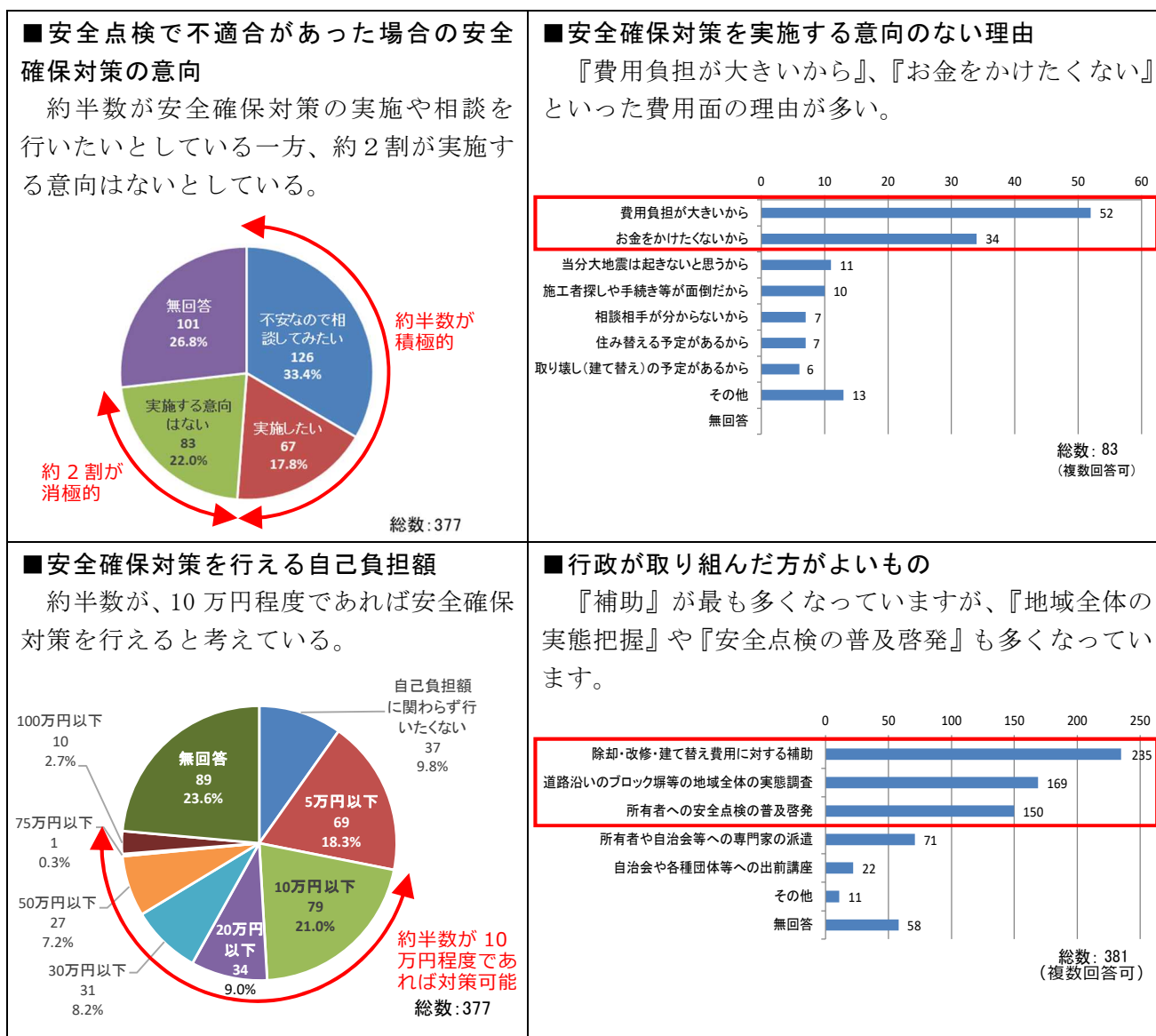
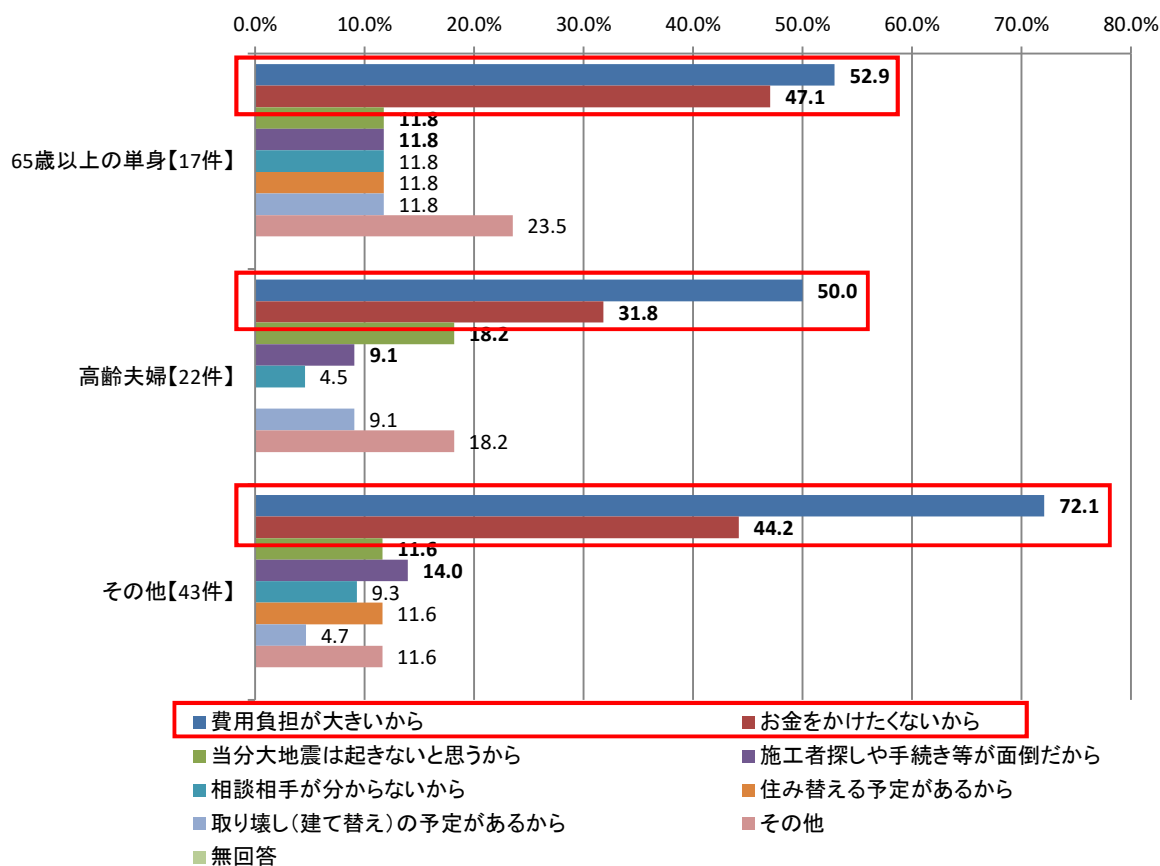


図4-22: ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

■世帯構成別の『安全確保対策を実施する意向のない理由』

安全確保対策を実施する意向がない理由として、各世帯で『費用負担が大きい』、『お金をかけたくない』を挙げる割合が多い。



■世帯構成別の『安全確保対策を行える自己負担額』

各世帯とも自己負担額が10万円程度であれば、所有者の半数程度は安全確保対策を行えると回答している。

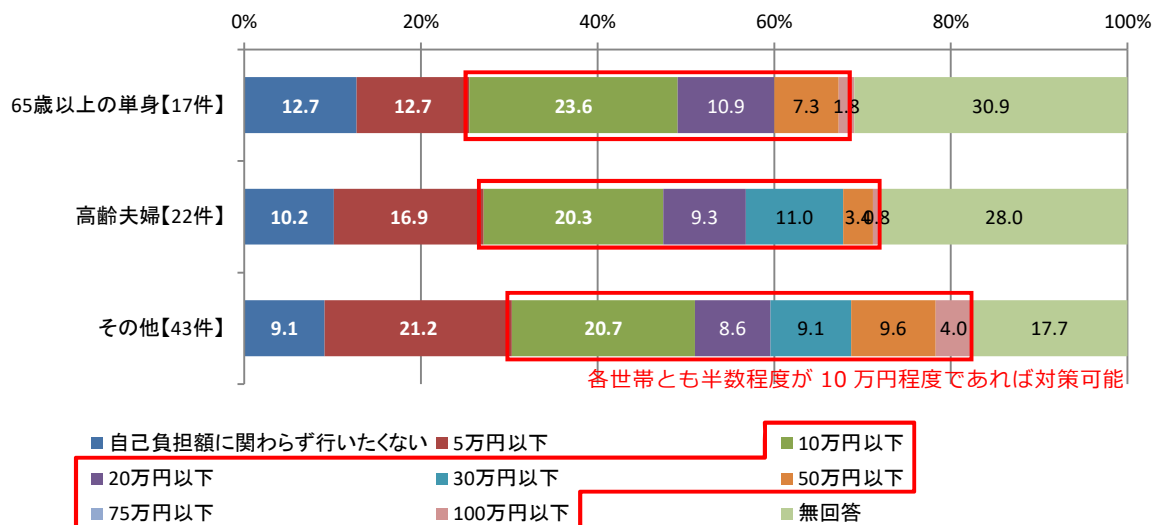


図4-23：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

第5章 耐震化目標の設定

1 設定の考え方

(1) これまでの経緯

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年（当時）までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年（当時）までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としています。

近年では、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、耐震化率の目標設定について令和2年5月に以下のとおりとりまとめが行われており、その内容を踏まえて国の基本方針が見直される予定です。

表5 - 1: 住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会のとりまとめ内容

住宅	住宅以外の建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の耐震化の目標については、平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んでいることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。 ・ その上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標（国土強靱化年次計画2019に掲載されているもの）も併せて示すことが適当ではないか。

(2) 群馬県における耐震化目標の設定の考え方

群馬県における令和7年度末までの耐震化率の目標値について、国の基本方針や県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえ、住宅については95%、多数の者が利用する建築物については継続性を踏まえて群馬県独自に95%、耐震診断義務付け対象建築物については近年に対象建築物を指定したことを踏まえ95%に設定します。

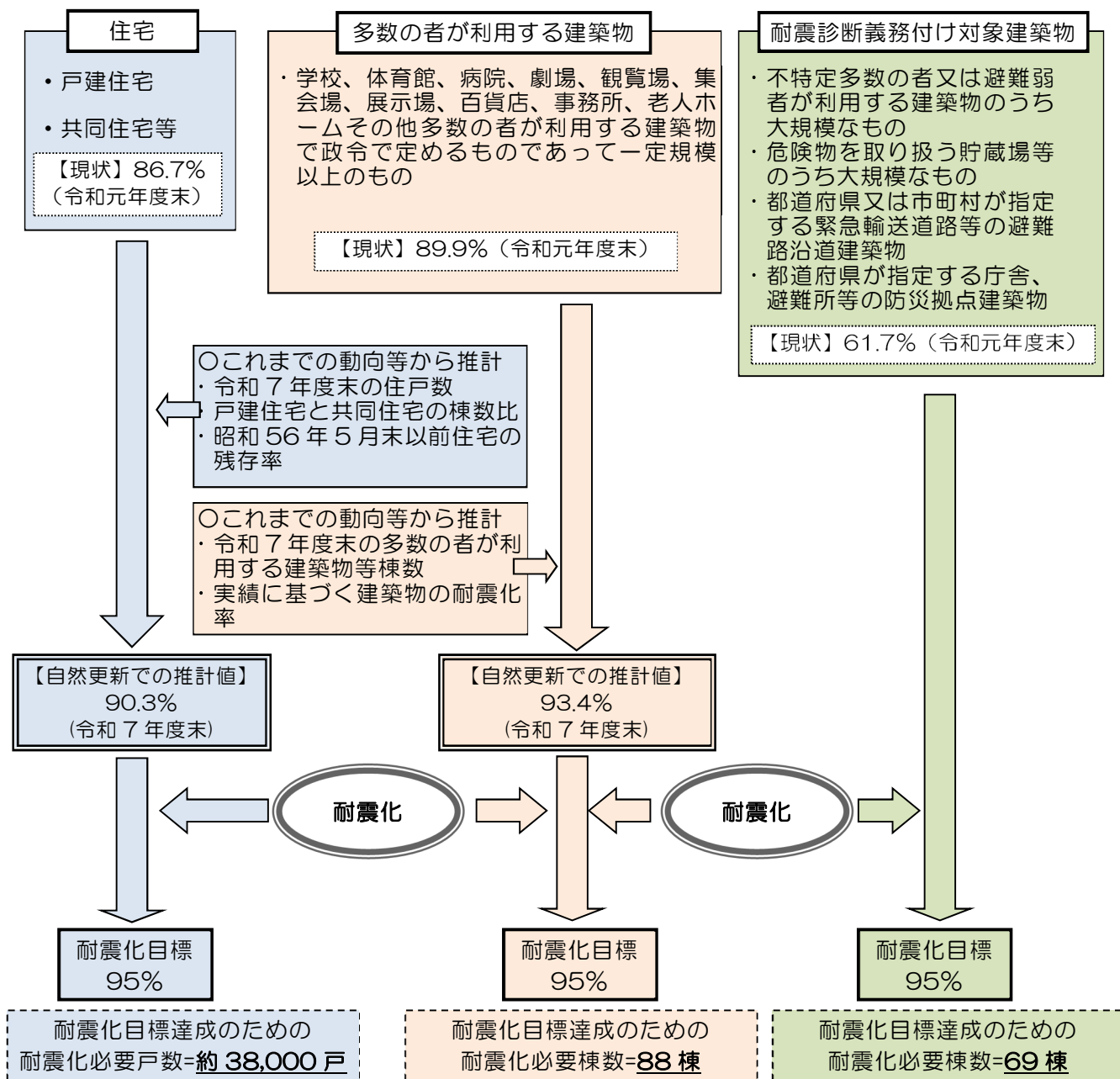


図5-1：群馬県における耐震化目標の設定の考え方

2 耐震化の目標

(1) 住宅

令和元年度末での住宅の耐震化の現状は、空き家を除いた住宅の総戸数が約79万5千戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅が約68万9千戸であり、耐震化率は約86.7%と推計されます。

一方、令和7年度末には空き家を除いた住宅の総戸数は約79万4千戸とほぼ横ばいで、住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は約71万6千戸となり、自然更新による住宅の令和7年度末の耐震化率は90.3%にとどまる見込みです。

国の目標値、現状の耐震化率及び自然更新による耐震化率の見込みを踏まえ、住宅の耐震化率の目標を95%と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和7年度末までに約3万8千戸の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表5-2：令和7年度末の住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和元年度末)	自然更新による 耐震化率の見込み (令和7年度末)	目標耐震化率 (令和7年度末)	目標の達成に向けて
86.7% $\left(\frac{689,359 \text{ 戸}}{795,495 \text{ 戸}} \right)$	90.3% $\left(\frac{716,403 \text{ 戸}}{793,636 \text{ 戸}} \right)$	95% $\left(\frac{753,955 \text{ 戸}}{793,636 \text{ 戸}} \right)$	約3万8千戸の耐震化及び減災化が必要

カッコ内の分母は住宅総数、分子は耐震性のある住宅数

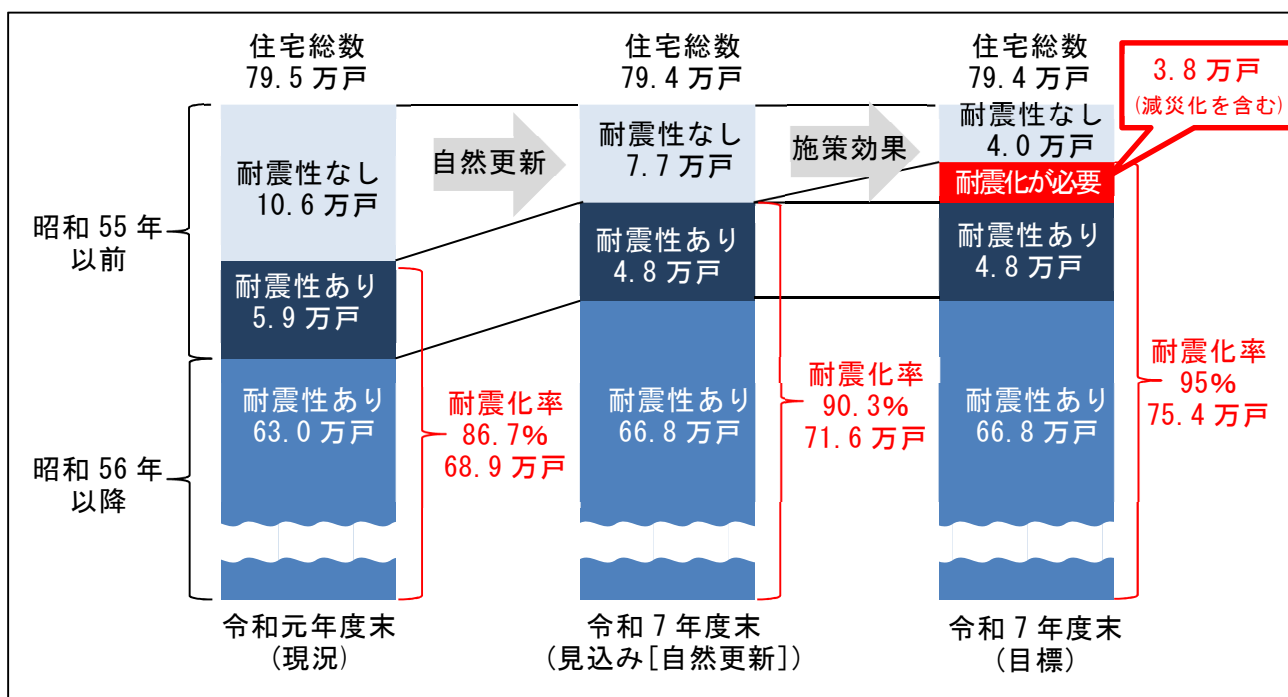


図5-2：住宅の耐震化の現状と令和7年度末の見込みと目標

(2) 多数の者が利用する建築物

令和元年度末での多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、総棟数が 5,618 棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が 5,052 棟で耐震化率は約 89.9%となっています。

一方、令和7年度末には多数の者が利用する建築物の総棟数は 5,626 棟と増加し、多数の者が利用する建築物の除却や改修がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される建築物は 5,257 棟となり、自然更新による令和7年度末の耐震化率は約 93.4%となる見込みです。

現状の耐震化率や自然更新による耐震化率の見込み等を踏まえ、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を 95%と設定します。

目標の達成に向けて自然更新に加え、更に 88 棟の耐震化が必要です。

また、多数の者が利用する建築物のうち公共建築物については、耐震化率 100%の達成を目指します。

表5-3：令和7年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和元年度末)	自然更新による 耐震化率の見込み (令和7年度末)	目標耐震化率 (令和7年度末)	目標の達成に向けて
89.9% $\left(\frac{5,052 \text{ 棟}}{5,618 \text{ 棟}} \right)$	93.4% $\left(\frac{5,257 \text{ 棟}}{5,626 \text{ 棟}} \right)$	95% $\left(\frac{5,345 \text{ 棟}}{5,626 \text{ 棟}} \right)$	88 棟の耐震化が必要となります。

カッコ内の分母は建築物総数、分子は耐震性のある建築物数

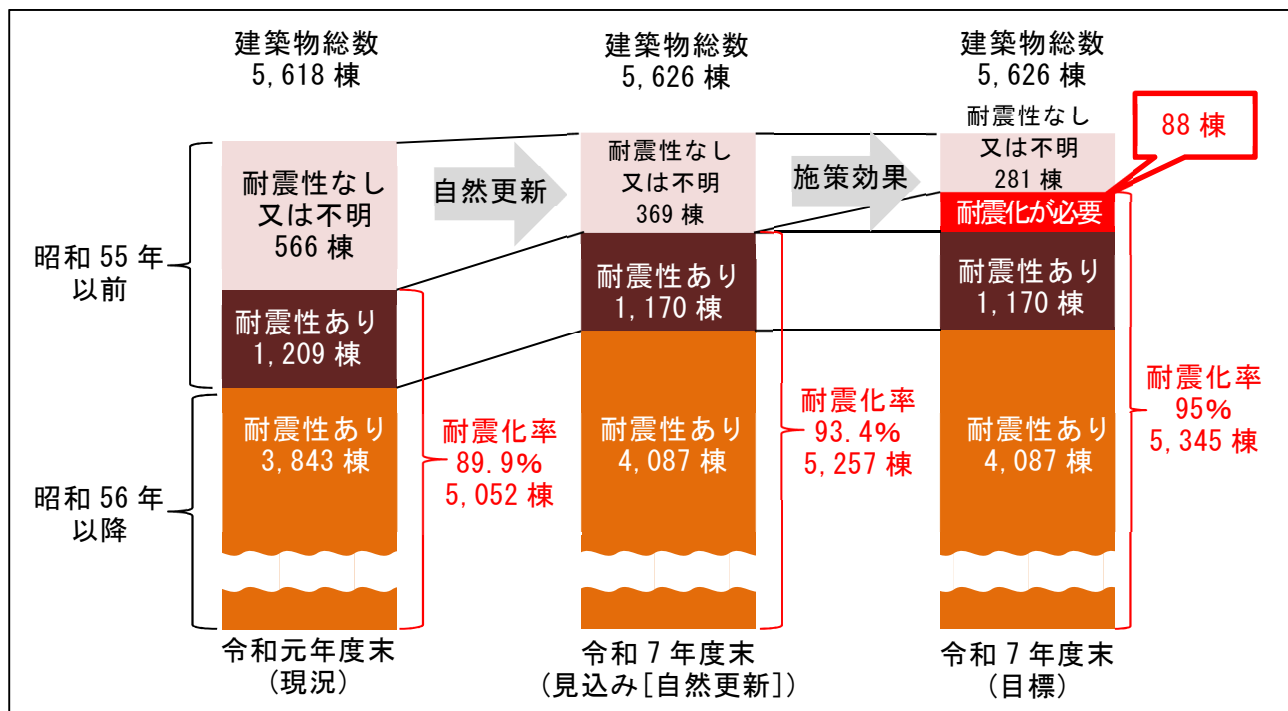


図5-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と令和7年度末の見込みと目標

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

令和元年度末での耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況は、総棟数が 206 棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が 127 棟で耐震化率は約 61.7%となっています。

現状の耐震化率を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を 95%と設定します。目標の達成に向けて、69 棟の耐震化が必要です。

表 5 - 4 : 令和 7 年度末の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和元年度末)	目標耐震化率 (令和 7 年度末)	目標の達成に向けて
<p>61.7%</p> $\left(\frac{127 \text{ 棟}}{206 \text{ 棟}} \right)$	<p>95%</p> $\left(\frac{196 \text{ 棟}}{206 \text{ 棟}} \right)$	<p>69 棟の耐震化（診断結果耐震性あり含む）が必要となります。</p>

カッコ内の分母は建築物総数、分子は耐震性のある建築物数

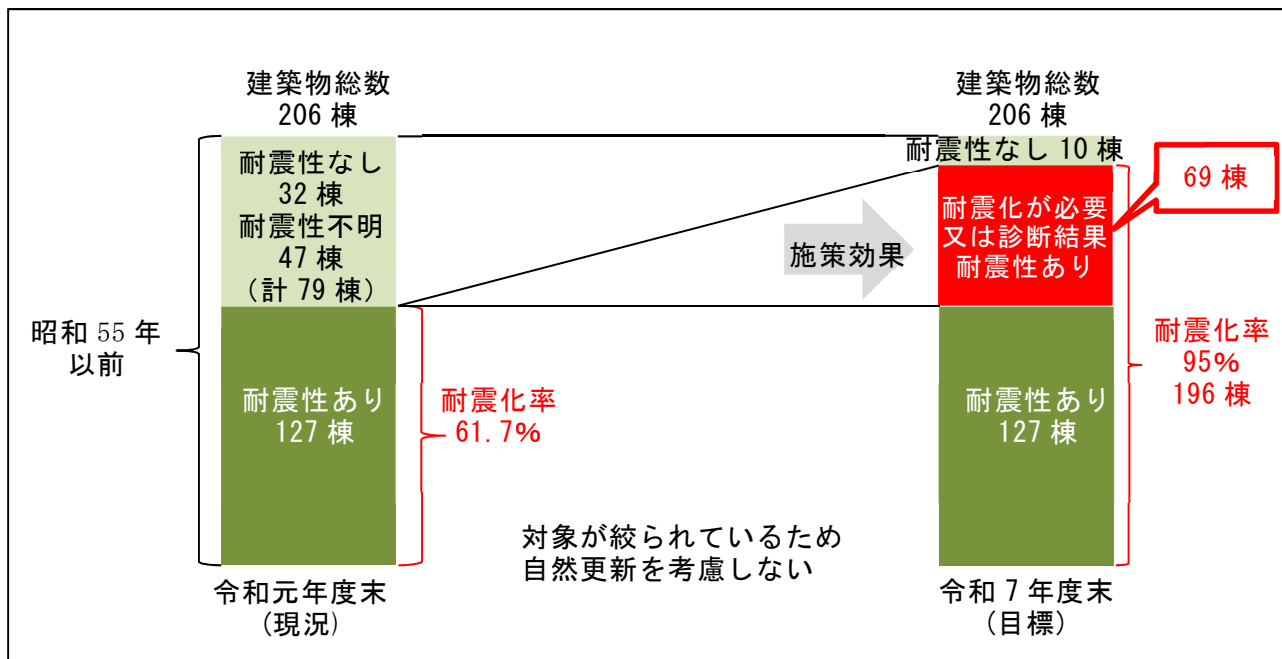


図 5 - 4 : 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状と目標

(4) ブロック塀等

道路沿いの県有及び市町村有のブロック塀等に関して、令和 7 年度までに安全確保対策をおおむね完了させることを目指します。道路沿いの民間のブロック塀等に関しては、目標は設定しませんが、危険なブロック塀等の実態把握及び安全確保を進めます。

第6章 建築物の耐震化促進施策

1 施策の方向性

各対象建築物の目標や課題を踏まえ、次のとおり施策の方向性を設定します。

これらの方向性に従って施策を進めるに当たり、所有者等による耐震化を支援する国や県、市町村においては、マンパワーや財源に限りがあることから、所有者等に身近であり、そのニーズを把握しやすい、建築関係団体、建築士・施工者、自治会等の地域組織との連携により、施策を推進することとします。

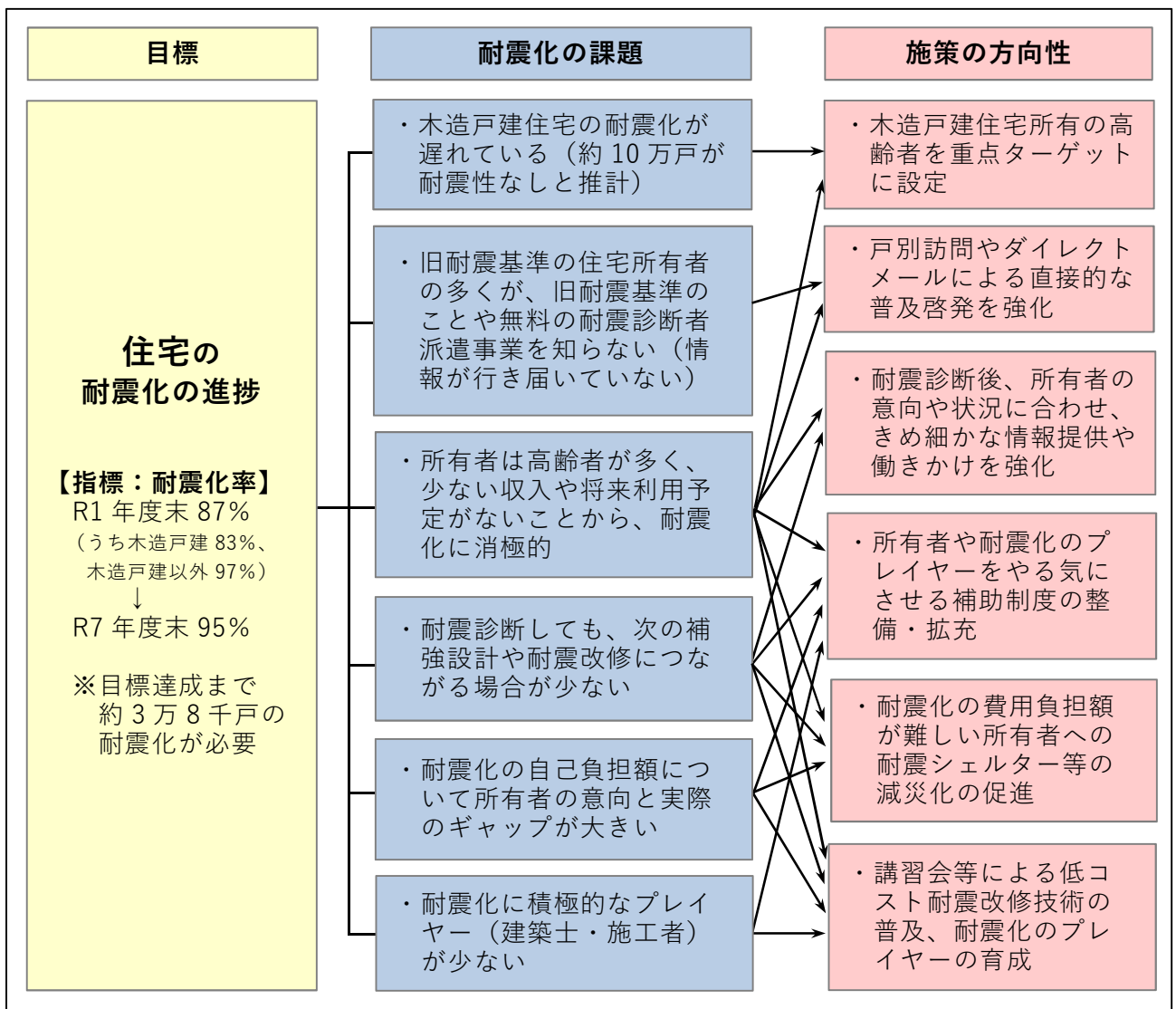


図6-1：住宅の耐震化促進施策の方向性

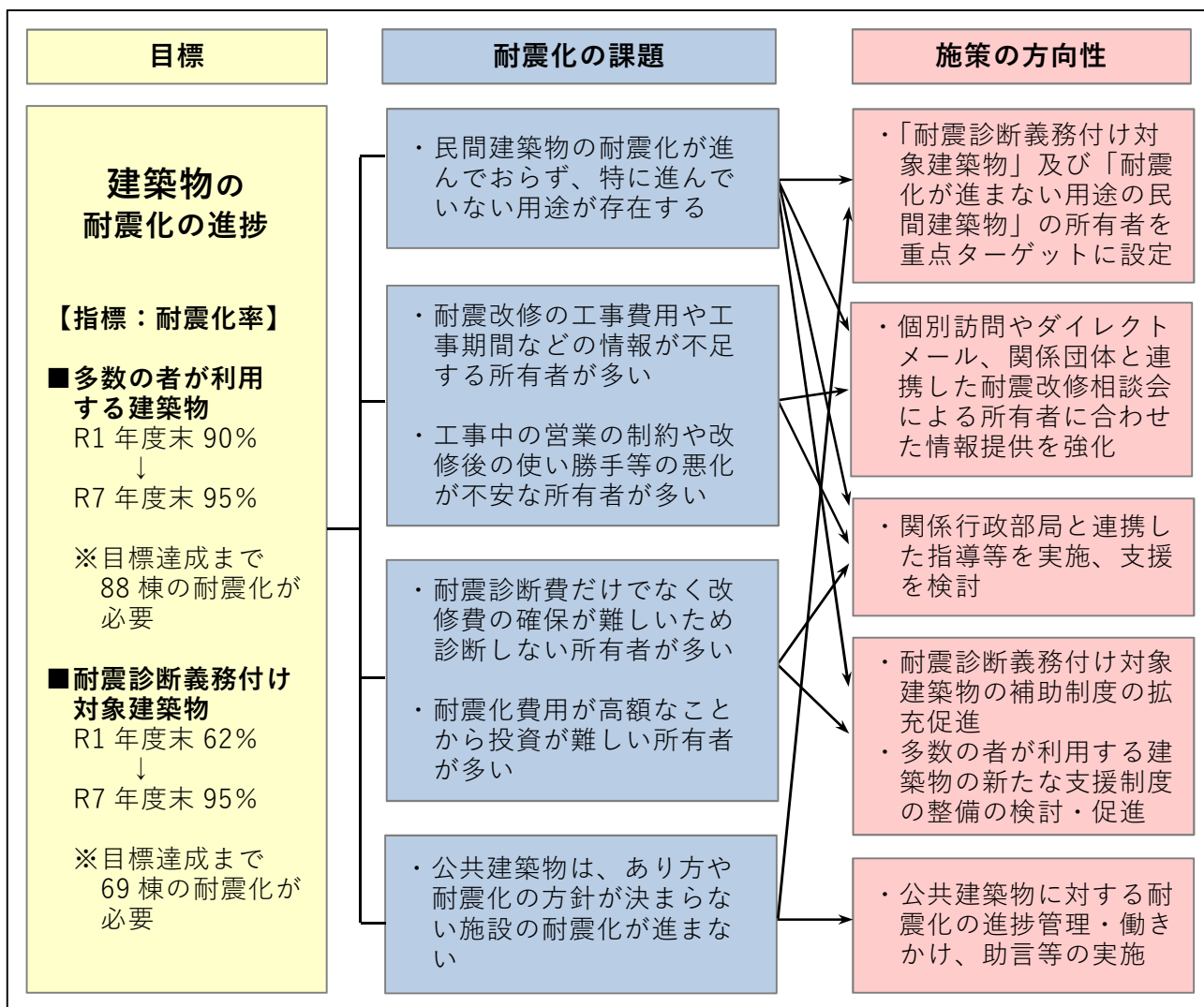


図6-2：建築物の耐震化促進施策の方向性

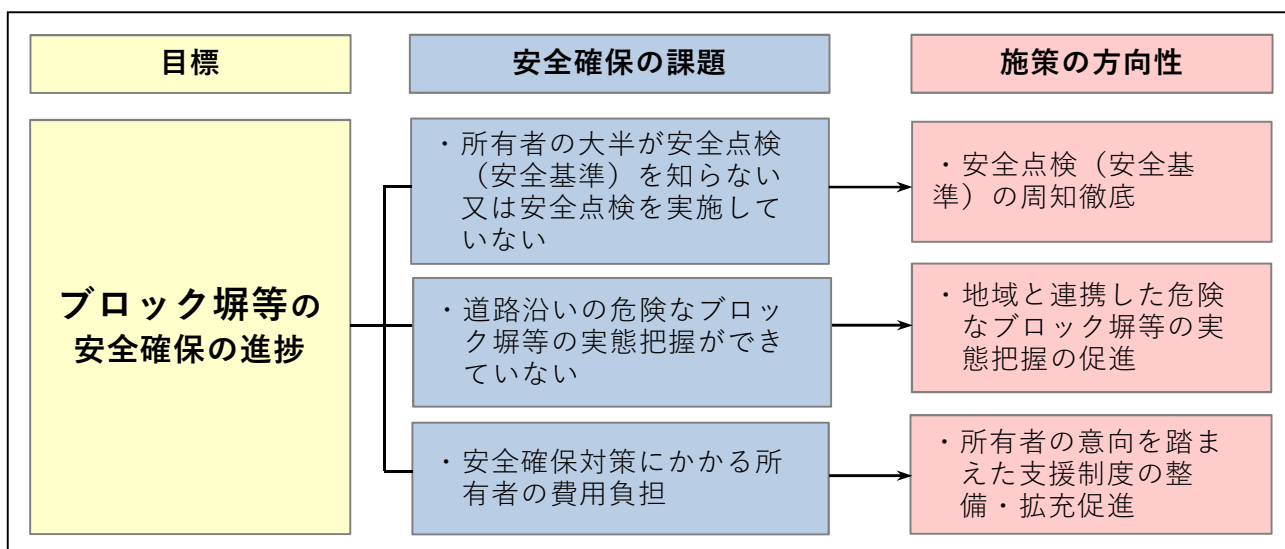


図6-3：ブロック塀等の安全確保促進施策の方向性

2 耐震化の促進施策

(1) 住宅

① アクションプログラムに基づく市町村主体の取り組みの促進

住宅の耐震化を加速させるためには、戸別訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけや、耐震診断後に耐震改修の概算費用や改修補助制度を案内したり、相談を受けたりするなど、住宅所有者に合わせたきめ細かな取り組みを行うことが重要となります。そこで、住宅所有者に身近な市町村に対して、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを位置付けた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」を策定することを働きかけ、策定・実行を支援することで、市町村主体の取り組みを促進します。

② 確実な普及啓発

ア 広く一般に対する普及啓発

行政広報紙、回覧板、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、動画配信、新聞やテレビなどのマスコミの活用など様々な手段を通じて、所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。特に、旧耐震基準の住宅の所有者の多くは高齢者であることから、高齢者に情報が届きやすい行政広報紙、回覧板や新聞等を中心に情報発信するとともに、所有者の親族等を介した普及啓発の方法について検討します。また、住生活月間や建築物防災週間等において、住宅所有者をはじめとする県民や建築士・施工者を対象として、セミナー・講習会等を開催し、耐震改修等の普及啓発を行うとともに、関係団体と連携した行事・イベントを開催し、周知に取り組みます。

イ 所有者に対する直接的な普及啓発

戸別訪問やダイレクトメールなど、旧耐震基準の住宅の所有者に対する直接的な普及啓発を行う市町村に対し、情報提供や連携して実施するなどの支援を行うとともに、『重点的取り組み地域』を抽出し、地震対策の重要性を周知するための『出前なんでも講座』等を開催するなど、ターゲットを定めターゲットに合わせた住宅の耐震化の普及啓発を進めます。さらに、建築士・施工者による経済活動を通じた所有者への耐震化の働きかけを促進します。

ウ 相談窓口の設置

県、市町村及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、住宅所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じるなど、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

エ 税の特例措置及び融資制度の情報提供

住宅所有者の耐震改修の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、耐震改修に係る税の特例措置や融資制度について、様々な機会を捉え、住宅所有者や施工者に情報提供を行います。

オ 地震防災マップ等を活用した意識啓発

これまでの地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を示す地震防災マップ等について、市町村への作成支援及び情報発信を行い、住宅所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるように取り組みます。

カ 地域住民等に対する普及啓発等

県の木造住宅耐震改修補助を利用して耐震改修を行う工事現場に、耐震改修に係るのぼり旗の設置を行い、地域住民や通行者等に対して耐震改修の普及啓発を行います。のぼり旗は、施工者の耐震改修のPRにもなり、地域住民等と施工者が出会う機会の増加が期待されます。



図6 - 4 : 耐震改修のぼり旗

③ 耐震改修の支援

ア 木造住宅耐震診断者の派遣及び診断後の住宅所有者への働きかけの実施

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要があり、県内全35市町村で整備されている木造住宅耐震診断者派遣事業を積極的にPRし、住宅所有者に活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

また、耐震診断から補強設計や耐震改修につながるように、耐震診断後の住宅所有者への働きかけについて、市町村へ実施を促し、その取り組み方の情報提供などの支援を行います。具体的には、耐震診断後、市町村職員又は診断者等が住宅所有者宅に訪問するなどして、診断結果の報告に合わせて、耐震改修の概算費用・補助制度や改修事業者リスト等を案内し相談を受け、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して耐震改修を促す取り組みを促進します。

イ 耐震改修補助の実施

住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減し耐震改修の実施を後押しするため、市町村と協調して木造住宅の耐震改修の補助を行います。施工者の耐震改修にかかる経済活動が住宅耐震化に寄与するため、施工者が積極的に耐震改修に取り組みたくなる補助制度を検討します。

令和2年4月現在、県内全35市町村中26市町村で木造住宅の耐震改修補助が受けられるようになっていますが、全ての県民が補助を受けることができるよう、補助制度が未整備の町村に対する働きかけを行います。

また、26市町村が実施している耐震改修補助の活用が更に進むよう、アクションプログラムを策定した市町村に対して県の耐震改修補助を拡充することなどで、市町村の補助制度の拡充や積極的な取り組みを促します。県内市町村の耐震改修補助制度等の情報をインターネット等で公表したり、耐震改修の必要性や具体的事例が記載された県民向けパンフレットを、行政窓口による広報や講習会などを通じて広く頒布したりします。

ウ 耐震補強設計補助等の実施

木造住宅の耐震化に関する補強設計や工事監理に要する費用について、令和2年4月現在、県内全35市町村中、補強設計は20市町、工事監理は22市町で補助が受けられるようになっています。

現状、補強設計補助は1市を除き耐震改修補助と一体の補助制度ですが、耐震改修補助と切り離した補強設計補助の導入を市町村に促します。これらの補助制度を別々の制度とすることにより、耐震改修実施の決断前の住宅所有者でも設計に着手しやすくなることや、建築士の積極的な取り組みを促すことにつながります。また、補強設計図があれば、リフォームに合わせた部分的な耐震改修についても、段階的に進めることが可能となります。

エ 補助金の代理受領制度の普及

住宅所有者の耐震化に要する費用の準備金の軽減を図るため、住宅所有者に代わって建築士・施工者が補助金を受領する代理受領制度の導入を、市町村に働きかけます。この制度の導入により、住宅所有者は補助金を除いた金額の用意のみで耐震化に取り組めるようになり、建築士・施工者は住宅所有者に営業しやすくなることから、建築士・施工者の耐震化の積極的な取り組みを誘引することが期待されます。

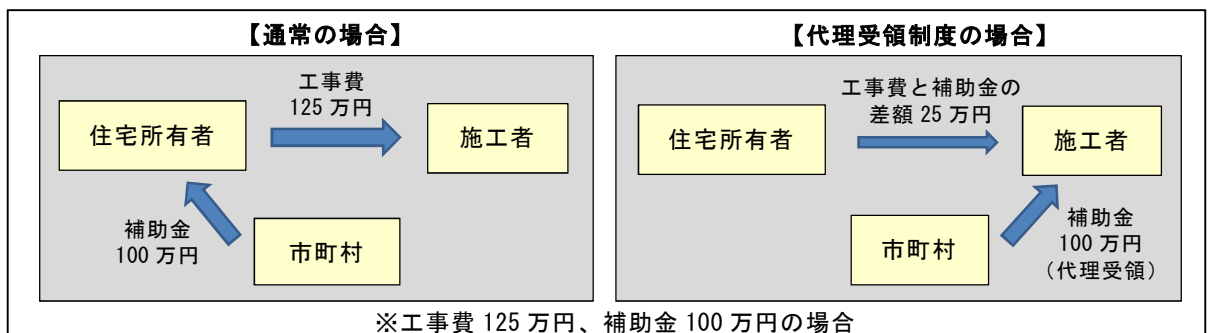


図6-5：補助金の代理受領制度のイメージ

オ 工事中の仮住居の確保

市町村等と協議・調整を図り、耐震改修工事期間中の仮住居について、特定優良賃貸住宅の空き家の活用を図ります。

表6-1：特定優良賃貸住宅への入居条件

対象者	耐震改修促進法第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い、仮住居を必要とする者
入居特例が適用される条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定優良賃貸住宅の入居者が3か月以上確保できない住戸であること ・ 特定優良賃貸住宅への入居特例の適用が本計画に位置付けられていること ・ 対象者が計画認定建築物である住宅に居住していた者であること ・ 定期建物賃貸借を2年以内に限定すること

④ 耐震改修のプレイヤー（建築士・施工者）の育成と情報公開

ア 耐震診断技術者の育成と情報公開

木造住宅の耐震診断技術者の育成を図るため、建築士向けの「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を実施します。この講習会の履修者で受講修了者名簿の掲載に同意された方については、インターネット等で公開します。

イ 耐震改修事業者の育成と情報公開

木造住宅の耐震改修に積極的に取り組む施工者を育成するため、市町村と連携して講習会を開催し、施工者の地震環境に関する知識や技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）の向上を図ります。また、耐震改修を検討する住宅所有者が、安心して頼める施工者を見つけやすいように、この講習会の修了者が勤務する耐震改修事業者のうち、所定のリフォーム制度又はリフォーム団体に加入している耐震改修事業者を、インターネット等で公開します。

ウ 低コスト耐震改修の普及

住宅所有者の耐震改修の費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や天井・床を解体せず耐震補強が可能な安価な工法など、低コストで耐震改修が行える方法を普及させる建築士・施工者向けの講習会を開催します。また、住宅所有者が低コスト耐震改修に関する情報を入手できるように、パンフレットやインターネット等による情報発信を行います。

⑤ 住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主の中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。しかし、住宅の耐震改修には住宅所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます。そのため、群馬県では住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」を目的とした施策について、住宅所有者のニーズを踏まえながら促進します。

ア 住む人の実情に合った耐震改修の促進

耐震診断の結果、「耐震性が確保されていない」と診断された場合、そこで生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。このため、費用負担の平準化を行いながら、家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

イ 耐震シェルター等の設置の促進

住宅所有者の経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が出来ない場合などは、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。そこで、地震による住宅の倒壊から県民の命を守るために、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

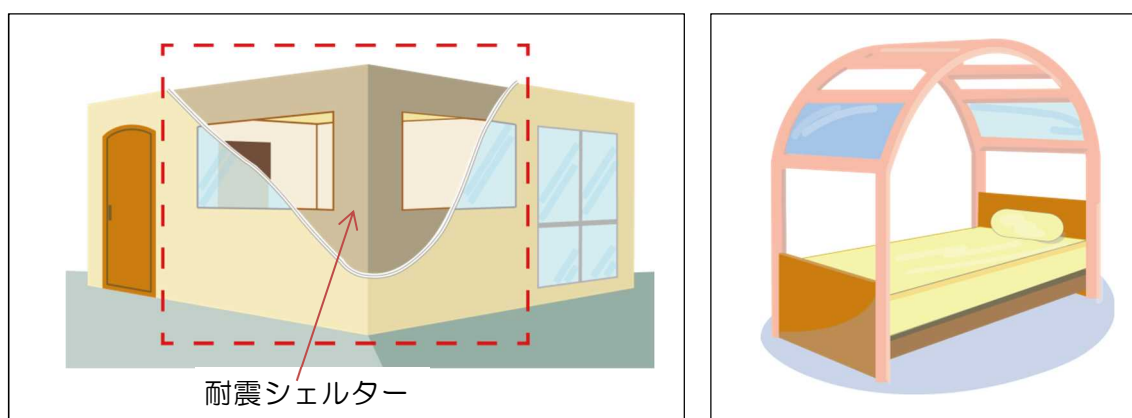


図6-6：耐震シェルター・耐震ベッドイメージ

⑥ リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、リフォーム事業者等に対し、講習会等の機会において、リフォームに併せた耐震改修のメリットを伝え、住宅所有者からのリフォームの相談の際に耐震改修の提案を行うことを促します。また、リフォーム関係団体等と連携を図り、リフォーム関係団体等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォームに併せた耐震改修のメリットに関する情報提供を行い、住宅所有者の意識啓発を図ります。

市町村の各種リフォーム補助の機会を捉えて住宅所有者に耐震診断者派遣事業の利用を促すことや、リフォームに併せた耐震改修にインセンティブのある補助制度について、市町村に検討することを促します。

⑦ 建替えの促進

耐震性が不十分な住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅のうち大半は新築又は建替えによるものが占めていることから、耐震性が不十分な住宅の建替えを促進します。

⑧ 空き家の耐震化

平成30年住宅・土地統計調査の結果（平成30年10月1日現在）に基づく群馬県の空き家数は、158,300戸と5年前に比べて8,200戸増加しています（空き家率は16.7%と5年前とほぼ横ばい）。

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障を来し、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家の有効活用を促し、合わせて耐震改修を行い、老朽化した空き家は除却するなど、空き家に対する施策と連携して、地震被害の軽減を図ります。

ア 空き家の活用時の耐震改修の促進

地方創生への取り組みを推進するひとつの方策として、空き家の活用による定住促進などがあります。その空き家の活用に併せ、耐震改修補助を活用した耐震改修を促進します。

イ 高齢者の所有する空き家の活用と耐震改修の促進

持ち家が比較的広い高齢者世帯がある一方、ゆとりある住宅を求めている子育て世帯があり、各世帯に適した住宅への住みかえが進むよう、支援が必要となっています。

群馬県では、県と市町村が連携して、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえを支援する取り組み（群馬県空き家活用・住みかえ支援事業）を進めています。

マイホーム借上げ制度では、耐震性能に不安がある昭和56年5月末以前の耐震基準が適用されている住宅に対して、原則として耐震診断の実施が必要であり、耐震診断の結果、耐震性が不十分な住宅については、耐震改修の実施を要件としていることから、マイホーム借上げ制度による空き家の有効活用と耐震改修を促進します。

ウ 老朽化した空き家の除却

耐震性が不十分な老朽化した空き家については、除却により地域の安全性等の確保に努めます。

⑨ 新耐震基準木造住宅の耐震性能の確認の促進

柱とはり等との接合部の接合方法の仕様等が明確化された平成12年（2000年）以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）（（一財）日本建築防災協会）」を周知し、特にリフォーム等の機会を捉え、新耐震基準の住宅の耐震性能の確認を促進します。

(2) 民間建築物（多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物）

① 確実な普及啓発

ア 広く一般に対する耐震化の必要性に係る普及啓発

行政広報紙やパンフレット、ポスター、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、動画配信、講習会、新聞やテレビなどのマスコミの活用など様々な手段を通じて、建築物の所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。

イ 所有者に対する直接的な普及啓発

市町村と連携し、耐震性が不十分な建築物の所有者への個別訪問により、耐震診断・耐震改修の実施を促したり、ダイレクトメール等による情報提供を行ったりするなど、ターゲットを定めターゲットに合わせた建築物の耐震化の普及啓発を進めます。また、建築物の所有者等を対象として、市町村や建築関係団体と連携した耐震改修セミナー・相談会等を開催し、耐震改修等の普及啓発を行い、所有者と建築士・施工者をつなげる場を提供します。

また、施設を利用しながらの耐震改修の事例、耐震化の費用の目安、減税・融資制度等の所有者の負担軽減や意欲向上につながる情報提供を行います。

特に耐震化が進んでいない用途の建築物については、所管する関係行政部局と連携し、耐震化の普及啓発、指導等を行います。

ウ 相談窓口の設置

県、市町村及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じるなど、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

表6-2：周知内容の事例（平成25年耐震改修促進法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 (改正法第17条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第22条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第25条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超（過半数）に緩和されました。

② 耐震化の支援

ア 耐震改修補助等の実施

耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・設計・耐震改修（建替・除却含む）に要する費用について、建築物所有者の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、市町村と協調して補助を行います。特に耐震性が低い耐震診断義務付け対象建築物については、耐震改修補助の拡充を市町村に働きかけます。

また、多数の者が利用する建築物について、耐震診断等の補助制度の創設に向けて、市町村へ情報提供などの支援を行います。

イ その他の支援

耐震改修等に係る融資制度の拡充や耐震改修工事中の営業支援などについて、関係行政部局と連携して検討します。

③ 耐震診断者・耐震補強設計者の育成

一般社団法人群馬県建築士事務所協会、一般社団法人群馬建築士会及び県内所管行政庁と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修設計、耐震改修工事における現地調査や工事監理手法等に係る講習会の実施に努め、建築士によるプレイヤーとしての積極的な耐震化への取り組みを促進します。

④ 地震時に公益上必要な建築物の耐震化促進

大規模な地震が発生した場合、災害応急活動に利用する公益上必要な建築物は、機能を確保する観点から早急に耐震性を確保する必要があります。

このため、次の要件全てに該当する建築物を、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく防災拠点に指定し、該当建築物の優先的な耐震化の促進を図ります。（平成31年4月1日に第2期計画にて指定）

<要件>

ア 耐震改修促進法附則第3条に基づき耐震診断の結果の報告が義務付けられている大規模建築物である

イ 市町村地域防災計画等において、災害応急対策に必要な避難所として位置付けられている

ウ 地震発生時に避難所として活用することについて、所有者又は管理者と市町村が必要な協定を締結している

エ 市町村耐震改修促進計画において、県と連携して耐震化を促進させることが位置付けられている

(3) 公共建築物

① 公共建築物の耐震化の情報開示

県及び市町村は、防災拠点となる主な公共建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。


② 県有建築物の耐震化の推進

ア 建築物の耐震化

県有建築物については、利用者の安全確保だけでなく、地震発生後の災害対策や避難救護を図るための重要な役割があります。これまで、災害対策拠点機能等の確保の観点や、震災時における被害防止の観点から、役割・用途や規模に応じ優先度を定めて耐震化に取り組んできた結果、主要な建築物の耐震化はおおむね完了しています。

今後は、耐震改修促進法上の分類に応じた下表の考え方にに基づき、残りの耐震診断義務付け対象建築物1棟、特定既存耐震不適格建築物1棟の耐震化等を早急に進めるとともに、既存耐震不適格建築物（小規模建築物※を除く）について優先度を評価し、「群馬県公共施設等総合管理計画」及び「群馬県県有施設長寿命化指針」等との関連も踏まえて、計画的に耐震化を推進します。

表6-3：耐震化を積極的に推進する公共建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
I 耐震診断義務付け対象建築物 <ul style="list-style-type: none"> 要緊急安全確認大規模建築物 要安全確認計画記載建築物（防災拠点庁舎） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までのできるだけ早い時期に全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、最優先で耐震化を進める。 対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。 	高い 
II 特定既存耐震不適格建築物 <ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する建築物 危険物等を取り扱う建築物 避難路沿道建築物 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までに全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進める。 対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。 耐震診断を行っていない場合は、早急に耐震診断を行う（近く建替・除却・使用停止の予定がある場合は除く）。 	
III 既存耐震不適格建築物（小規模建築物※を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。（評価項目の例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、規模、建築年等） 	

※小規模建築物は以下のいずれかに該当する建築物

- 構造が木造で、階数が2以下かつ延床面積 500㎡以下
- 構造が木造以外で、階数が1かつ延床面積 200㎡以下

イ 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、平成26年に天井の脱落対策に関する新たな基準が施行されました。安全性確保の観点から、その規制を受ける県有建築物の特定天井※1について、計画的に脱落対策を進めていきます。また、県有建築物のその他非構造部材の点検を確実にを行い、必要に応じ脱落対策を行います。

※1 特定天井：人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、以下の三つの条件に該当するもの

- ・天井の高さが6m越
- ・平投影面積200㎡越
- ・単位面積質量が2kg/㎡越

ウ エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

過去のエレベーター・エスカレーターの地震被害等を踏まえて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、平成21年及び平成25年に建築基準法施行令及び告示が改正されています。安全性確保の観点から、県有建築物のエレベーターやエスカレーターについて、強化された基準に適合させるよう計画的に防災対策改修を進めていきます。

エ ブロック塀等の安全確保対策

ブロック塀等が倒壊すると、通行者が下敷きになる場合があることから、早急に安全性を確保する必要があるため、通学路等の避難路※2の沿道をはじめとした道路沿いの県有施設のブロック塀等の安全確保対策を推進します。

※2 避難路：別途定める県有ブロック塀等安全確保事業に係る避難路

③ 市町村有建築物の耐震化の促進

市町村有建築物については、利用者の安全確保だけでなく、地震発生後の災害対策や避難救護を図るための重要な役割があります。これまで、市町村において、多数の者が利用する市町村有建築物の耐震化を進めてきましたが、耐震化が必要な建築物は 79 棟存在します（令和元年度末時点）。また、第 2 期計画において、次のとおり防災拠点庁舎を耐震診断義務付け対象建築物に指定し、対象となる 11 棟の耐震化を促進してきました。

第 2 期計画における防災拠点庁舎の耐震診断義務付け指定内容（平成 30 年 4 月 1 日付指定）

市町村地域防災計画で、震災時に災害対策本部を設置することとしている庁舎等（旧耐震基準で建設され、平成 30 年 4 月 1 日時点で耐震診断未実施又は耐震性不足※の建築物に限ります。）については、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づく防災拠点に指定し、当該建築物の耐震診断の結果の報告期限を平成 32 年 3 月 31 日までとします。

※平成 30 年 4 月 1 日時点で耐震診断未実施とは、その時点で耐震診断に着手しており完了していない場合も含みます。また、平成 30 年 4 月 1 日時点で耐震性不足とは、その時点で耐震改修に着手しており完了していない場合も含みます。

県は、市町村が表 6-3 を踏まえ、市町村有建築物について優先度を付けて計画的に耐震化を進めるよう促進します。市町村有の耐震診断義務付け対象建築物及び多数の者が利用する建築物については、進捗管理や耐震化の働きかけを行い、当該建築物の今後のあり方や耐震化の方針が決まらない場合等は、助言を行います。

また、市町村有建築物における、天井等の非構造部材の脱落対策、エレベーター・エスカレーターの防災対策改修及びブロック塀等の安全確保対策について促進します。

(4) 避難路の指定及び沿道建築物

① 通行障害建築物

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）を指定することができるものと規定されています。

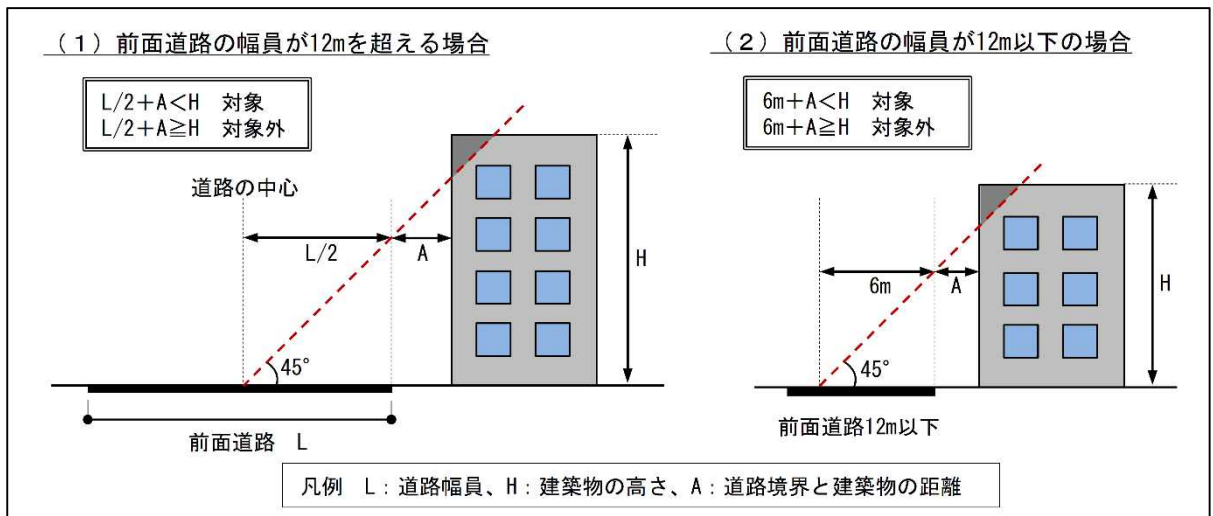


図6-7：通行障害建築物の対象となる要件

また、避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、本計画における避難路の指定では、図6-8のとおり要件の緩和の規定を設けることとします。

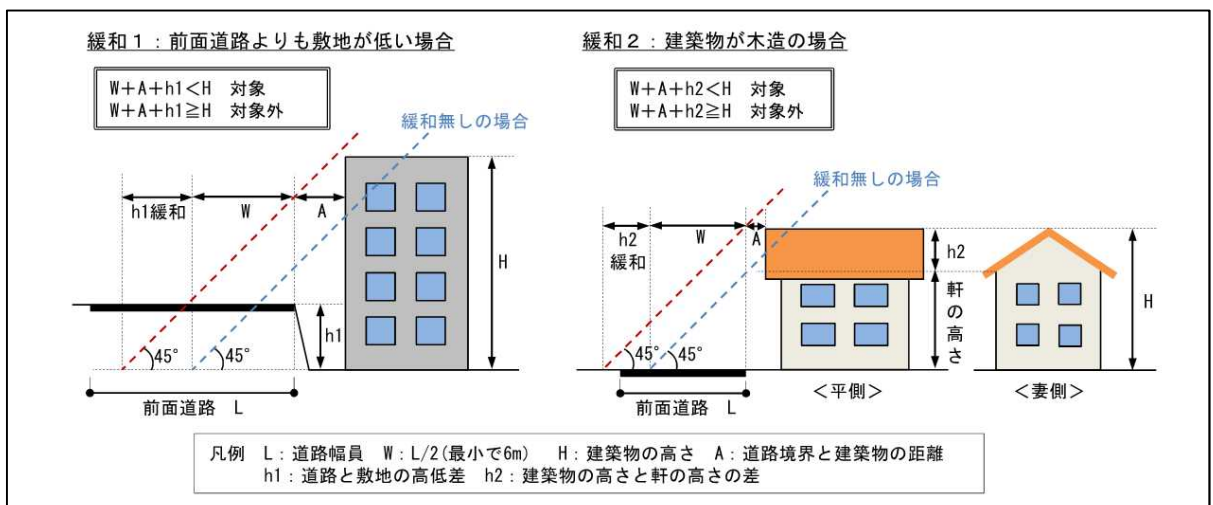


図6-8：通行障害建築物の要件の緩和

② 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

平成 30 年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。

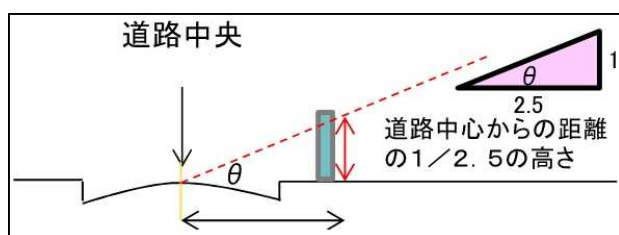


図 6 - 9 : 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

③ 緊急輸送道路

群馬県では、群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路を緊急輸送道路（以下「群馬県緊急輸送道路」という。）として位置付けています。

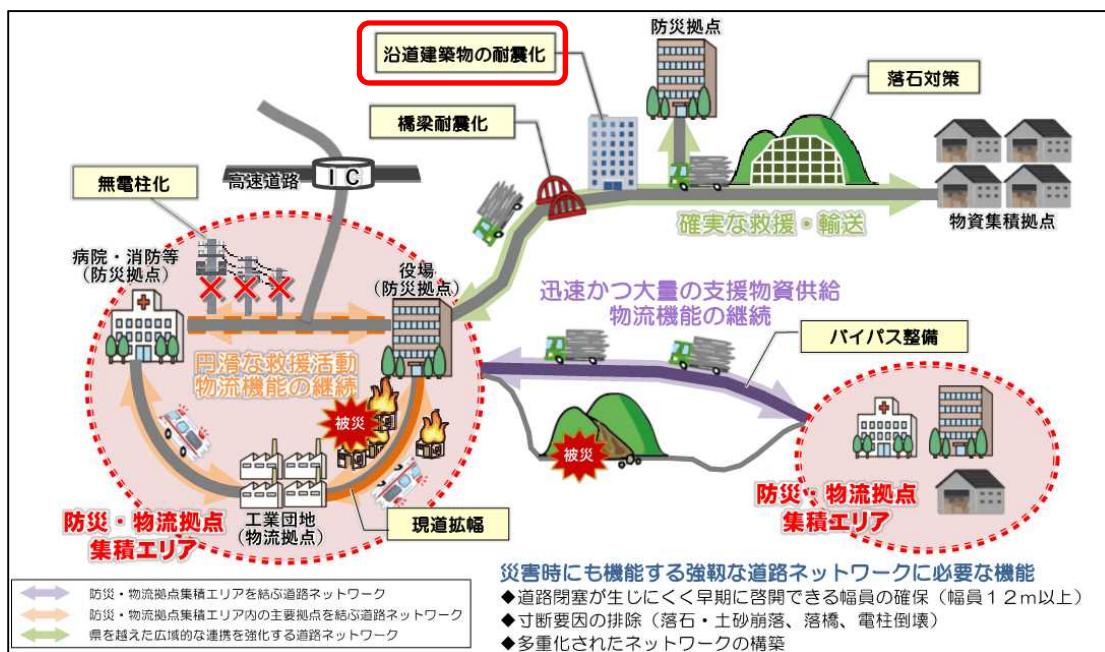


図 6 - 10 : 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークのイメージ

資料：ぐんま・県土整備プラン 2020

この群馬県緊急輸送道路は、地震発生時に市町村の区域を越えて通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

そこで、次のとおり、本計画において群馬県緊急輸送道路を避難路に指定し、通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震化を促進していきます。

④ 耐震診断義務付け道路

重点的な取り組みを行うため、第1次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震診断の義務付けを行います（令和2年4月1日に第2期計画にて指定）。耐震診断の義務付けを指定する道路は表6-4、図6-11のとおりとし、所管行政庁への耐震診断の結果の報告期日は、令和5年3月31日とします。報告期日後、所管行政庁において、耐震診断の結果の公表を行います。

また、対象建築物の耐震診断・耐震改修等を行う所有者に対し、県と市町村が連携した補助事業により支援を行い、耐震化を推進します。

⑤ 耐震化努力義務道路

耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、図6-11のとおり耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようにします（令和2年4月1日に第2期計画にて指定）。また、対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。

なお、市町村が別途、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づいて、耐震診断を義務付ける道路に指定した場合は、市町村の指定が優先適用されます。

表6-4：耐震診断義務付け道路

番号	路線名	区間
1	東北自動車道	県内全域
2	北関東自動車道	県内全域
3	関越自動車道	県内全域
4	上信越自動車道	県内全域
5	国道17号（上武道路含む）	県内全域
6	国道18号	県内全域
7	国道50号	県内全域
8	東毛広域幹線道路（国道354号）	高崎市栄町～邑楽郡板倉町大字下五箇

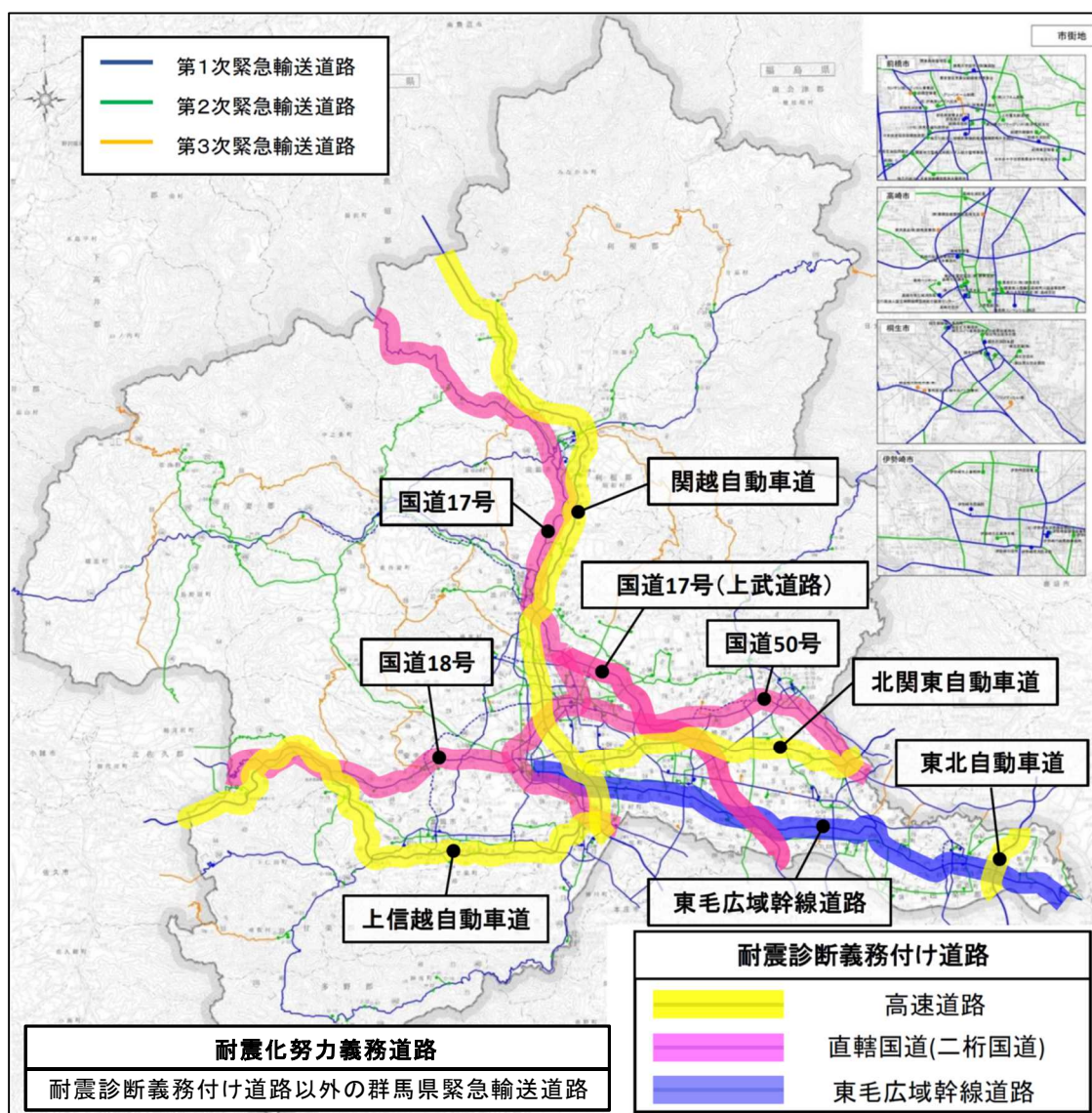


図6-11：群馬県緊急輸送道路ネットワーク図（平成30年3月）
及び耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路（令和2年4月1日指定）

3 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

県内各所管行政庁※は連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の（１）から（３）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（１）から（３）までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

（１）耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震改修促進法第9条の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりません。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

※所管行政庁：建築主事（建築基準法の建築確認等を行う行政職員）を置く市町村は市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

(2) 指示対象建築物※

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行います。

(3) 指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物※（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

※指示対象建築物及び耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、7 ページの表のとおりです。

4 ブロック塀等、その他の安全確保対策に関する取り組み

(1) ブロック塀等の安全確保の促進

地震発生に伴いブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生することや、避難や救援活動のため道路の通行に支障を来すことから、安全確保を促進します。

① 安全点検の周知徹底と安全確保の促進

広報紙やホームページにおいて安全点検を周知するとともに、市町村と連携し、ブロック塀等の倒壊の危険性、安全点検ポイント及び相談窓口などの情報を掲載したリーフレット等を、所有者をはじめとする県民に回覧・配布し、所有者等による安全点検の実施や、危険なブロック塀等の安全確保を促進します。

② 安全パトロールの実施の促進

通学路等の沿道をはじめとしたブロック塀等について、市町村による安全パトロールや危険なブロック塀等の所有者への注意喚起などの取り組みを促進します。

③ ブロック塀等の実態把握の促進

市町村と自治会・学校等の地域組織が連携した、地域の危険なブロック塀等の実態把握を促進します。実態把握に当たっては、通学路等から優先的に実施するなど、地域の実情に応じた取り組みを進めることとします。

④ 様々な機会における安全点検の実施

特定行政庁において、建築確認申請時等に、当該敷地内に既存ブロック塀等がある場合は、安全性の確認にかかる指導等を検討します。また、木造住宅耐震診断者派遣事業に合わせて、既存ブロック塀等を点検することを検討します。

⑤ 危険なブロック塀等の撤去等補助の実施

危険なブロック塀等の撤去等に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、市町村補助制度の創設や拡充に向けた情報提供などの支援を行います。

⑥ 正しい施工技術等の普及徹底

関係団体が開催する技術者向け講習会を支援し、ブロック塀等の正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図ります。

(2) その他の地震時における安全確保対策

① 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

② エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

③ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレット等の配布により県民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

④ 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により県民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(3) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、住宅・建築物耐震改修事業（土砂災害対策改修）、がけ地近接等危険住宅移転事業、宅地耐震化推進事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進します。

第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、市町村、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担

(1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化のプレイヤーとして活躍できるようにします。

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

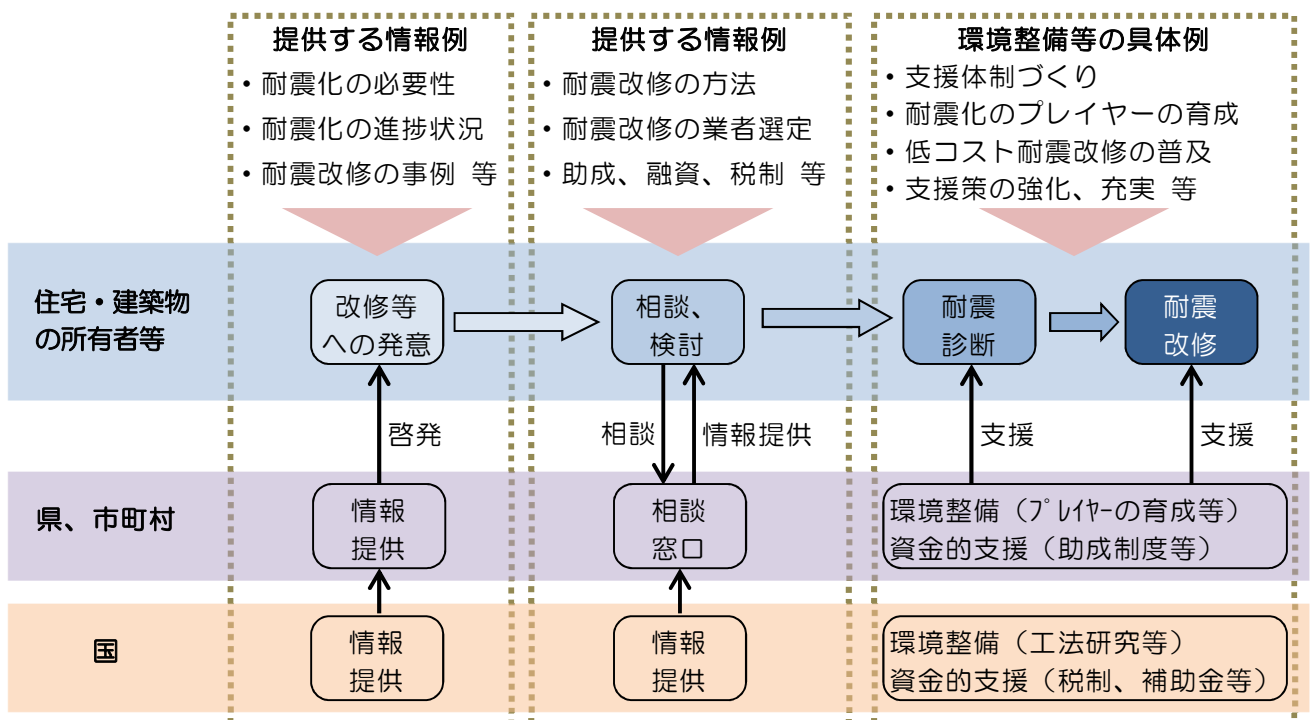


図7-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ

(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、市町村、建築関係団体、建築士・施工者及び地域組織は、それぞれ次の役割分担の下、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

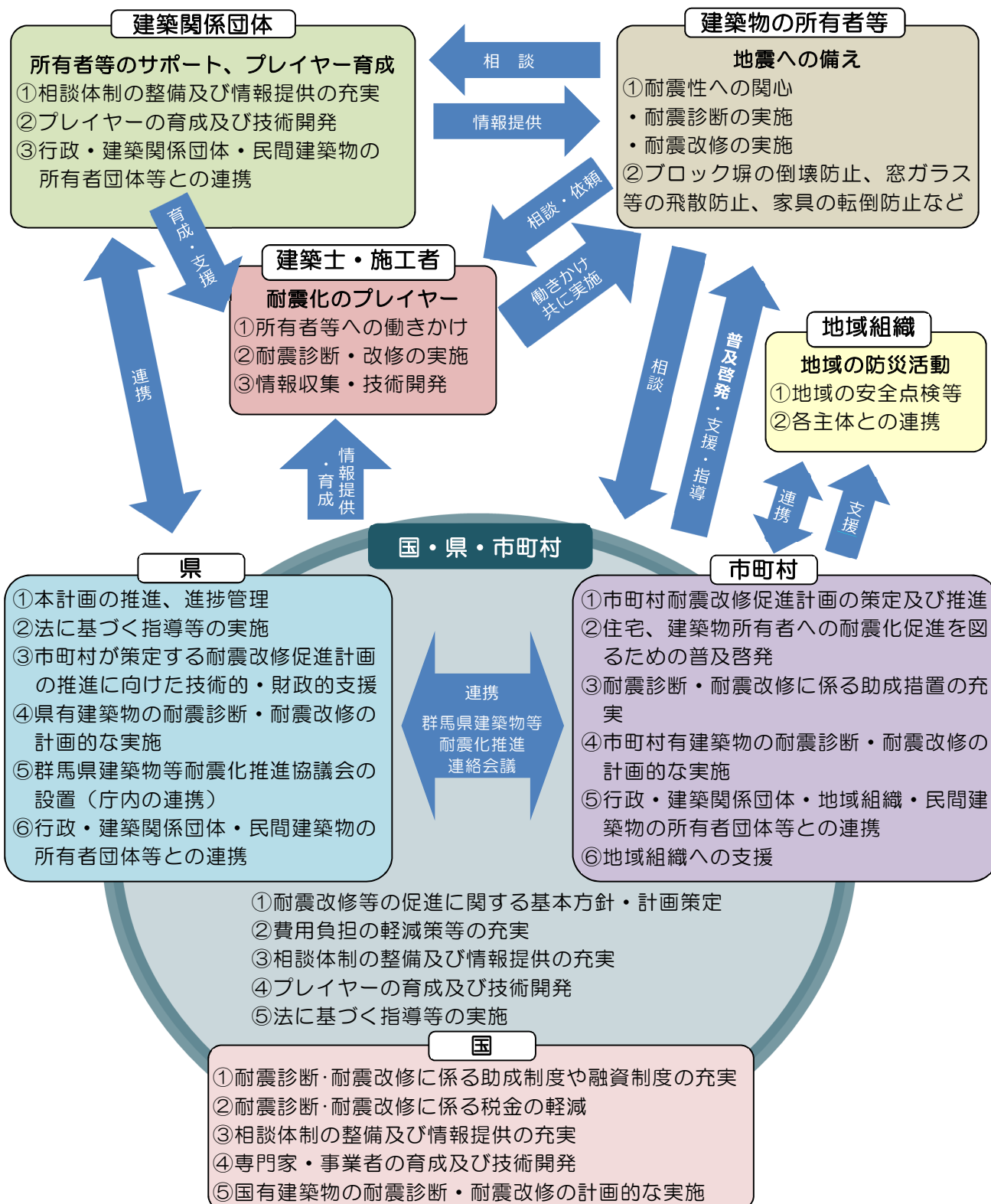


図7-2：役割分担

(3) 県の関係部局との連携

建築物等の耐震化促進における県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や総合的かつ効果的な施策の推進について、関係部局が横断的な連携を図り協議するため、群馬県建築物等耐震化推進協議会^{※1}を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

(4) 市町村との連携強化

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効果的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※2}を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

また、県内所管行政庁により連絡会議を開催し、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を行います。

※1 群馬県建築物等耐震化推進協議会：群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図ります。

※2 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(5) 自治会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、県や市町村は、自治会等の地域組織における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

編 集 群馬県県土整備部建築課
発 行 群馬県県土整備部建築課
令和3年4月
住 所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
電 話 027-226-3708